

# 教 育 委 員 会 会 議

日時 令和4年7月21日（木）

午後1時15分

場所 教育委員会室

## < 次 第 >

### 1 開 会

### 2 教育長の報告

報告第8号

さいたま市教職員の人事について

[非公開案件]

報告第9号

全国学力・学習状況調査結果について

### 3 議 事

議案第40号

さいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第41号

さいたま市学校結核対策委員会委員の任命について

[非公開案件]

議案第42号

さいたま市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について

[非公開案件]

議案第43号

さいたま市指定文化財の名称変更について

議案第44号

令和5年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書の採択について

### 4 閉 会

報告第9号

教育長の報告について

さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第1号の規定により、下記について報告する。

令和4年7月21日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

記

全国学力・学習状況調査結果について

令和4年度全国学力・学習状況調査  
「教科に関する調査」の平均正答率一覧(公立)

【小学校】(公立)

(%)

	さいたま市	全 国	埼玉県	大都市	(参考) 指定都市
国 語	69 (+ 3.4)	65.6	67	66.9	66.1
算 数	66 (+ 2.8)	63.2	64	64.9	63.6
理 科	66 (+ 2.7)	63.3	65	64.1	63.5

【中学校】(公立)

(%)

	さいたま市	全 国	埼玉県	大都市	(参考) 指定都市
国 語	73 (+ 4.0)	69.0	70	69.2	69.1
数 学	57 (+ 5.6)	51.4	52	52.8	52.4
理 科	52 (+ 2.7)	49.3	49	49.9	49.9

※各自治体の平均正答率は、文部科学省から整数値で提供されている。

※( )内の数値は、全国の平均正答率と比べたときの差を表している。

※大都市の数値は、指定都市及び東京23区の平均正答率を表している。

※指定都市の数値は、文部科学省から提供された各指定都市の平均正答率をさいたま市が独自に平均した値を表している。

※埼玉県の数値は、さいたま市を除いた値を表している。

令和2～令和4年度全国学力・学習状況調査  
「教科に関する調査」の年度別平均正答率一覧(公立)

(%)

国語	さいたま市	全国	埼玉県	大都市	(参考) 指定都市
R2	— ( - )	—	—	—	—
R3	67 (+ 2.3)	64.7	64	65.9	65.0
R4	<b>69</b> (+ 3.4)	<b>65.6</b>	<b>67</b>	<b>66.9</b>	<b>66.1</b>

(%)

算数	さいたま市	全国	埼玉県	大都市	(参考) 指定都市
R2	— ( - )	—	—	—	—
R3	72 (+ 1.8)	70.2	68	71.7	70.7
R4	<b>66</b> (+ 2.8)	<b>63.2</b>	<b>64</b>	<b>64.9</b>	<b>63.6</b>

(%)

理科	さいたま市	全国	埼玉県	大都市	(参考) 指定都市
H27	62.9 (+ 2.1)	60.8	59.2	61.4	—
H30	63 (+ 2.7)	60.3	58	60.7	60.5
R4	<b>66</b> (+ 2.7)	<b>63.3</b>	<b>65</b>	<b>64.1</b>	<b>63.5</b>

- ※各自治体の平均正答率は、文部科学省から整数値で提供されている。
- ※( )内の数値は、全国の平均正答率と比べたときの差を表している。
- ※大都市の数値は、指定都市及び東京23区の平均正答率を表している。
- ※指定都市の数値は、文部科学省から提供された各指定都市の平均正答率をさいたま市が独自に平均した値を表している。
- ※埼玉県の数値は、さいたま市を除いた値を表している。
- ※令和2年度は、実施していないため「—」としている。
- ※理科については3年に1度の実施のため、平成27、30年度の値を表している。

令和2～令和4年度全国学力・学習状況調査  
「教科に関する調査」の年度別平均正答率一覧(公立)

(%)

国語	さいたま市	全国	埼玉県	大都市	(参考) 指定都市
R2	— ( - )	—	—	—	—
R3	67 (+ 2.4)	64.6	64	65.4	65.1
R4	<b>73</b> (+ 4.0)	<b>69.0</b>	<b>70</b>	<b>69.2</b>	<b>69.1</b>

(%)

数学	さいたま市	全国	埼玉県	大都市	(参考) 指定都市
R2	— ( - )	—	—	—	—
R3	60 (+ 2.8)	57.2	56	58.2	57.8
R4	<b>57</b> (+ 5.6)	<b>51.4</b>	<b>52</b>	<b>52.8</b>	<b>52.4</b>

(%)

理科	さいたま市	全国	埼玉県	大都市	(参考) 指定都市
H27	55.8 (+ 2.8)	53.0	51.6	53.1	—
H30	68 (+ 1.9)	66.1	64	66.3	66.5
R4	<b>52</b> (+ 2.7)	<b>49.3</b>	<b>49</b>	<b>49.9</b>	<b>49.9</b>

※各自治体の平均正答率は、文部科学省から整数値で提供されている。

※( )内の数値は、全国の平均正答率と比べたときの差を表している。

※大都市の数値は、指定都市及び東京23区の平均正答率を表している。

※指定都市の数値は、文部科学省から提供された各指定都市の平均正答率をさいたま市が独自に平均した値を表している。

※埼玉県の数値は、さいたま市を除いた値を表している。

※令和2年度は、実施していないため「—」としている。

※理科については3年に1度の実施のため、平成27、30年度の値を表している。

令和4年度全国学力・学習状況調査  
「生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査」より (速報値)

令和4年度			令和3年度		
さいたま市		全国	さいたま市		全国
市	全国との差		市	全国との差	

将来に関する意識

将来の夢や目標を持っている。 (「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」を あわせた値)	令和4年度			令和3年度				
	小6	さいたま市	全国との差	全国	小6	さいたま市	全国との差	全国
	小6	81.0	+1.2	79.8	81.6	+1.3	80.3	
	中3	70.3	+3.0	67.3	68.9	+0.3	68.6	

自尊意識

自分には、よいところがあると思う。 (「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」を あわせた値)	令和4年度			令和3年度				
	小6	さいたま市	全国との差	全国	小6	さいたま市	全国との差	全国
	小6	88.4	+9.1	79.3	88.2	+11.3	76.9	
	中3	90.2	+11.7	78.5	85.9	+9.7	76.2	

学校生活

学校に行くのは楽しいと思う。 (「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」を あわせた値)	令和4年度			令和3年度				
	小6	さいたま市	全国との差	全国	小6	さいたま市	全国との差	全国
	小6	91.2	+5.8	85.4	89.2	+5.8	83.4	
	中3	91.3	+8.4	82.9	87.6	+6.5	81.1	

※全国・・・全国(公立)の結果  
※さいたま市・・・さいたま市の結果

議案第 40 号

さいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例の制定を、別紙のとおり市長に申出する。

令和 4 年 7 月 21 日提出

さいたま市教育委員会

教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例

(さいたま市教職員定数条例の一部改正)

第1条 さいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において「教職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、学校栄養職員及び事務職員（さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）別表第3の規定の適用を受ける者に限る。）をいう。	(定義) 第2条 この条例において「教職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、学校栄養職員及び事務職員（さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）別表第3の規定の適用を受ける者に限る。）をいう。

(さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(定義)

第2条 [略]

2 この条例において「教職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、学校栄養職員及び事務職員（さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）別表第3の規定の適用を受ける者に限る。以下同じ。）をいう。

3 [略]

(1週間の勤務時間)

第3条 [略]

2 [略]

3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された教職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次条第1項において「定年前再任用短時間勤務教職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、委員会が定める。

4・5 [略]

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、委員会は、育児短時間勤務教職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員（以下「定年前再任用短時間勤務教職員等」という。）については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 委員会は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務教職員等については1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務教職員等については1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(定義)

第2条 [略]

2 この条例において「教職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、学校栄養職員及び事務職員（さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）別表第3の規定の適用を受ける者に限る。以下同じ。）をいう。

3 [略]

(1週間の勤務時間)

第3条 [略]

2 [略]

3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次条第1項において「再任用短時間勤務教職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、委員会が定める。

4・5 [略]

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、委員会は、育児短時間勤務教職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員（以下「再任用短時間勤務教職員等」という。）については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 委員会は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務教職員等については1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務教職員等については1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 [略]

2 委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、教育委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務教職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務教職員等にあつては8日以上）の週休日（育児短時間勤務教職員等にあつては8日以上）の週休日を設けることが困難である教職員について、教育委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務教職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第15条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。ただし、地方公務員法第22条の3第1項、育児休業法第6条第1項第2号又は女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項に規定する臨時的任用に係る教職員の年次有給休暇の日数については、当該教職員の任用期間を考慮し、教育委員会規則で定める。

(1) 次号及び第3号に掲げる教職員以外の教職員  
20日（育児短時間勤務教職員等及び定年前再任用短時間勤務教職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数）

(2)・(3) [略]

2・3 [略]

第5条 [略]

2 委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、教育委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務教職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務教職員等にあつては8日以上）の週休日（育児短時間勤務教職員等にあつては8日以上）の週休日を設けることが困難である教職員について、教育委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務教職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第15条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。ただし、地方公務員法第22条の3第1項、育児休業法第6条第1項第2号又は女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項に規定する臨時的任用に係る教職員の年次有給休暇の日数については、当該教職員の任用期間を考慮し、教育委員会規則で定める。

(1) 次号及び第3号に掲げる教職員以外の教職員  
20日（育児短時間勤務教職員等及び再任用短時間勤務教職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数）

(2)・(3) [略]

2・3 [略]

(さいたま市教職員健康審査会条例の一部改正)

第3条 さいたま市教職員健康審査会条例（平成15年さいたま市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、

改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教職員」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常勤の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手、学校栄養職員及び事務職員(さいたま市教職員の給与に関する条例(平成29年さいたま市条例第21号)別表第3の規定の適用を受ける者に限る。)をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教職員」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常勤の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手、学校栄養職員及び事務職員(さいたま市教職員の給与に関する条例(平成29年さいたま市条例第21号)別表第3の規定の適用を受ける者に限る。)をいう。</p>

(さいたま市教職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 さいたま市教職員の給与に関する条例(平成29年さいたま市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「教職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常勤の者及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手、学校栄養職員及び事務職員(別表第3の規定の適用を受ける者に限る。以下同じ。)をいう。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「教職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常勤の者及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手、学校栄養職員及び事務職員(別表第3の規定の適用を受ける者に限る。以下同じ。)をいう。</p> <p>3 [略]</p>

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 [略]

2 [略]

3 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者の号給は、教育委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。

4 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、教育委員会規則で定めるところにより決定する。

5 教職員の昇給は、教育委員会規則で定める日に、同日前1年間における当該教職員の勤務成績に応じて行うものとする。

6 [略]

7 第5項の規定により教職員(次項の適用を受ける教職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 [略]

2 [略]

3 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者の号給は、教育委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。以下「育児短時間勤務教職員等」という。)の給料月額にあってはその者の受ける号給に応じた額に教職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「育児短時間勤務教職員等の算出率」という。)を、同法第18条第1項の規定により採用された教職員(以下「任期付短時間勤務教職員」という。)の給料月額にあってはその者の受ける号給に応じた額に教職員勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「任期付短時間勤務教職員の算出率」という。)を乗じて得た額とする。

4 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、教育委員会規則の定めるところにより決定する。ただし、育児短時間勤務教職員等の給料月額にあってはその者の受ける号給に応じた額に育児短時間勤務教職員等の算出率を、任期付短時間勤務教職員の給料月額にあってはその者の受ける号給に応じた額に任期付短時間勤務教職員の算出率を乗じて得た額とする。

5 教職員の昇給は、教育委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

6 [略]

7 第5項の規定により教職員(次項の適用を受ける教職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務教職員等の給料月額にあってはその者の受ける号給に応じた額に育児短時間勤務教職員等の算出率を、任期付短時間勤務教職員の給料月額にあってはその者の受ける号給に応じた額に任期付短時間勤務教職員の算出率を乗じて得た額とする。

8 55歳を超える教職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該教職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

9～11 [略]

12 法第22条の4第1項の規定により採用された教職員（以下「定年前再任用短時間勤務教職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務教職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務教職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務教職員の属する職務の級に応じた額に、教職員勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務教職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。以下「育児短時間勤務教職員等」という。）の給料月額にあつては、前条第2項から第4項、第7項、第8項及び附則第24項の規定にかかわらず、これらの規定を適用した場合に得られる給料月額に相当する額に、教職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務教職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務教職員等の算出率」という。）を乗じて得た額とし、同法第18条第1項の規定により採用された教職員（以下「任期付短時間勤務教職員」という。）の給料月額にあつては、前条第2項から第4項、第7項、第8項及び附則第24項の規定にかかわらず、これらの規定を適用した場合に得られる給料月額に相当する額に、教職員勤務時間条例第3条第4項の規定により定められた当該任期付短時間勤務教職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（教職調整額）

第10条 教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）には、当該教育職員の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

8 55歳を超える教職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務教職員等の給料月額にあつてはその者の受ける号給に応じた額に育児短時間勤務教職員等の算出率を、任期付短時間勤務教職員の給料月額にあつては任期付短時間勤務教職員の算出率を乗じて得た額とする。

9～11 [略]

12 法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員（以下「再任用教職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用教職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とし、育児短時間勤務教職員等の給料月額についてはその額に育児短時間勤務教職員等の算出率を乗じて得た額とする。

第6条 再任用教職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務教職員」という。）の給料月額は、前条第12項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、教職員勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（教職調整額）

第10条 教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

## 2 [略]

### (通勤手当)

第16条 教職員の通勤手当については、市職員給与条例第15条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「教職員」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等」とあるのは「定年前再任用短時間勤務教職員、育児短時間勤務教職員等、又は任期付短時間勤務教職員」と読み替えるものとする。

### (時間外勤務手当)

第20条 教職員(学校栄養職員及び事務職員に限る。)の時間外勤務手当については、市職員給与条例第19条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「教職員(学校栄養職員及び事務職員に限る。)」と、「第23条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第23条において準用する第23条」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第1項第1号中「次条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第21条において準用する第20条」と、同条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等」とあるのは「定年前再任用短時間勤務教職員、育児短時間勤務教職員等、又は任期付短時間勤務教職員(学校栄養職員及び事務職員に限る。)」と、同条第3項中「勤務時間条例第5条」とあるのは「教職員勤務時間条例第6条」と、「勤務時間条例第3条第2項又は第4条」とあるのは「教職員勤務時間条例第4条第2項又は第5条」と、同条第5項中「勤務時間条例第10条の2第1項」とあるのは「教職員勤務時間条例第12条第1項」と読み替えるものとする。

### (期末手当)

第25条 教職員の期末手当については、市職員給与条例第27条から第29条までの規定を準用する。この場合において、第27条第1項中「第29条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第29条」と、これらの条中「職員」とあるのは「教職員」と、第27条及び第29条第6項中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、第27条第1項中「次条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第28条」と、「第33条第6項」とあるのは「第29条第7項」と、同条第2項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相

## 2 [略]

### (通勤手当)

第16条 教職員の通勤手当については、市職員給与条例第15条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「教職員」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第2項第2号中「育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務教職員等、任期付短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員」と読み替えるものとする。

### (時間外勤務手当)

第20条 教職員(学校栄養職員及び事務職員に限る。)の時間外勤務手当については、市職員給与条例第19条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「教職員(学校栄養職員及び事務職員に限る。)」と、「第23条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第23条において準用する第23条」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第1項第1号中「次条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第21条において準用する第20条」と、同条第2項中「育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務教職員等、任期付短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員(学校栄養職員及び事務職員に限る。)」と、同条第3項中「勤務時間条例第5条」とあるのは「教職員勤務時間条例第6条」と、「勤務時間条例第3条第2項又は第4条」とあるのは「教職員勤務時間条例第4条第2項又は第5条」と、同条第5項中「勤務時間条例第10条の2第1項」とあるのは「教職員勤務時間条例第12条第1項」と読み替えるものとする。

### (期末手当)

第25条 教職員の期末手当については、市職員給与条例第27条から第29条までの規定を準用する。この場合において、第27条第1項中「第29条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第29条」と、同項及び同条第4項中「附則第32項第3号」とあるのは「附則第23項第3号」と、これらの条中「職員」とあるのは「教職員」と、第27条及び第29条第6項中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、第27条第1項中「次条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第28条」と、「第33条第6項」とあるのは「第29条第7項」と、同条第2項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表

当するもの」とあるのは「教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級又は4級であるもの」と、同条第2項中「第30条第2項において「特定管理職員」とあるのは「第26条において「特定管理教育職員」と、同条第3項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務教職員」と、同条第4項及び第5項中「育児短時間勤務職員等」とあるのは「育児短時間勤務教職員等」と、「算出率」とあるのは「育児短時間勤務教職員等の算出率」と、第28条本文中「前条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第27条」と、同条第4号中「次条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第29条」と読み替えるものとする。

#### (勤勉手当)

第26条 教職員の勤勉手当については、市職員給与条例第30条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「教職員」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務教職員」と、「特定管理職員」とあるのは「特定管理教育職員」と、同条第3項中「育児短時間勤務職員等」とあるのは「育児短時間勤務教職員等」と、「算出率」とあるのは「育児短時間勤務教職員等の算出率」と、同条第4項中「第27条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第27条」と、同項及び同条第5項中「第30条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第26条において準用する第30条」と、同条第5項中「第28条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第28条」と、「次条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第29条」と読み替えるものとする。

#### (義務教育等教員特別手当)

第27条 [略]

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務教職員にあっては、職務の級）の別に応じて、教育委員会規則で定める。
- 3 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員

以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの」とあるのは「教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級又は4級であるもの」と、同条第2項中「第30条及び附則第35項において「特定管理職員」とあるのは「第26条及び附則第26項において「特定管理教育職員」と、同条第3項中「再任用職員」とあるのは「再任用教職員」と、同条第4項及び第5項中「育児短時間勤務職員等」とあるのは「育児短時間勤務教職員等」と、「算出率」とあるのは「育児短時間勤務教職員等の算出率」と、第28条本文中「前条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第27条」と、同条第4号中「次条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第29条」と読み替えるものとする。

#### (勤勉手当)

第26条 教職員の勤勉手当については、市職員給与条例第30条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「附則第32項第4号」とあるのは「附則第23項第4号」と、同条中「職員」とあるのは「教職員」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第2項中「再任用職員」とあるのは「再任用教職員」と、「特定管理職員」とあるのは「特定管理教育職員」と、同条第3項中「育児短時間勤務職員等」とあるのは「育児短時間勤務教職員等」と、「算出率」とあるのは「育児短時間勤務教職員等の算出率」と、同条第4項中「第27条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第27条」と、同項及び同条第5項中「第30条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第26条において準用する第30条」と、同条第5項中「第28条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第28条」と、「次条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第29条」と読み替えるものとする。

#### (義務教育等教員特別手当)

第27条 [略]

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用教職員にあっては、職務の級）の別に応じて、教育委員会規則で定める。
- 3 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員

との権衡上必要と認められる範囲内において、教育委員会規則で定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4 [略]

(定年前再任用短時間勤務教職員等についての適用除外)

第28条 定年前再任用短時間勤務教職員には、第5条第3項から第11項まで、第13条、第14条第4項及び第15条の規定は適用しない。

2 [略]

附 則

1～22 [略]

との権衡上必要と認められる範囲内において、教育委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4 [略]

(再任用教職員等についての適用除外)

第28条 再任用教職員には、第13条及び第15条の規定は適用しない。

2 [略]

附 則

1～22 [略]

(55歳を超える教育職員の給料月額等の特例)

23 平成30年3月31日までの間、教育職員(教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける教育職員(再任用教職員を除く。)のうち、その職務の級が3級又は4級である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定教育職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定教育職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定教育職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教育職員となった場合にあっては、特定教育職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減じる。

(1) 給料月額 当該特定教育職員の給料月額(当該特定教育職員が附則第19項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により減じられた給料月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定教育職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定教育職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額(当該特定教育職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。)に達しない場合(以下この項、附則第25項及び第26項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定教育職員の給料月額から当該特定教育職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第25項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 地域手当 当該特定教育職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月

額)

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定教育職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第25条において準用する市職員給与条例第27条第5項の規定の適用を受ける教育職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定教育職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教育職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教育職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第5項の規定の適用を受ける教育職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定教育職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教育職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定教育職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第26条において準用する市職員給与条例第30条第4項において準用する市職員給与条例第27条第5項の規定の適用を受ける教育職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第26項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定教育職員に支給される勤勉手当に係る第26条において準用する市職員給与条例第30条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教育職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第4項において準用する市職員給与条例第27条第5項の規定の適用を受ける教育職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した

額。附則第26項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定教育職員に支給される勤勉手当に係る第26条において準用する市職員給与条例第30条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第29条第1項から第4項まで、第6項又は第7項の規定により支給される給与 当該特定教育職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第29条第1項 前各号に定める額

イ 第29条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第29条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定教育職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第29条第6項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定教育職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第29条第7項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

(6) 附則第9項から附則第11項までの規定により支給される給料 当該特定教育職員の附則第9項から附則第11項までの規定により支給される給料に100分の1.5を乗じて得た額

24 前項に規定するもののほか、特定教育職員以外の者が月の初日以外の日特定教育職員となった場合における同項の減じる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

25 附則第23項の規定により給与が減じられて支給される教育職員についての第19条において準用する市職員給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第23条において準用する市職員給与条例第23条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

26 附則第23項の規定が適用される間、第26条において準用する市職員給与条例第30条第2

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

23 [略]

(60歳超教職員の給料月額の特例)

24 当分の間、教職員の給料月額は、当該教職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第26項において「特定日」という。)以後、当該教職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該教職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該教職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

25 前項の規定は、次に掲げる教職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される教職員その他の法律により任期を定めて任用される教職員及び非常勤職員
- (2) さいたま市職員の定年等に関する条例(平成13年さいたま市条例第25号)第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める教職員
- (3) さいたま市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している教職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた教職員を除く。)

26 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた教職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第28項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員のうち、特定日に附則第24項の規定により当該教職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日前日に当該

項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教職員のうち附則第23項の規定により給与が減じられて支給される教育職員の勤勉手当減額対象額に100分の1.425(特定管理教育職員にあつては、100分の1.725)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の95(特定管理教育職員にあつては、100分の115)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

27 [略]

教職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じさせたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教職員（教育委員会規則で定める教職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第24項の規定により当該教職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

27 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該教職員の受ける給料月額」とする。

28 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（附則第24項の規定の適用を受ける教職員に限り、附則第26項に規定する教職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、当分の間、当該教職員の受ける給料月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

29 附則第26項又は前項の規定による給料を支給される教職員以外の附則第24項の規定の適用を受ける教職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、当分の間、当該教職員の受ける給料月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

30 附則26項又は前2項の規定による給料を支給される教育職員に対する第9条第2項の規定の適用については、この規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第26項、第28項又は第29項の規定による給料の額との合計額」とする。

31 附則第24項の適用を受ける教育職員（第10条第1項に規定する教育職員に限る。次項において同じ。）の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、同項の規定により算出された額とする。

32 附則第26項、附則第28項又は第29項の規定による給料を支給される教育職員の教職調整

額の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料との合計額とする。

3 3 附則第2 4 項から前項までに定めるもののほか、附則第2 4 項の規定による給料月額、附則第2 6 項の規定による給料その他附則第2 4 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表第1、別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

## 教育職給料表

## ア 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員		円	円	円	円	円
	1	160,000	204,000	264,100	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	266,600	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	268,900	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	271,200	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	273,700	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	276,100	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	278,300	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	280,500	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	282,600	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	284,900	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	287,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	289,400	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	291,800	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	293,800	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	295,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	297,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	299,800	363,500	445,300
	18	192,700	235,200	302,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	304,700	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	307,400	369,200	450,700
	21	200,200	243,200	309,600	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	312,000	372,700	454,000
	23	203,600	248,600	314,200	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	316,800	376,400	457,600
	25	206,800	253,800	319,400	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	321,700	379,500	460,900
	27	210,000	258,700	323,900	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	326,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	328,200	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	329,900	386,900	466,800
	31	216,500	268,200	332,000	388,800	468,100
	32	218,200	270,400	334,000	390,800	469,400
	33	219,600	272,500	335,800	392,500	470,600
	34	221,400	274,700	337,900	394,200	471,300
	35	223,200	276,900	340,000	395,800	472,000
	36	225,000	278,800	342,000	397,600	472,700
	37	226,500	281,100	344,100	398,800	473,300
	38	228,300	283,000	346,200	400,300	474,000
	39	230,100	284,900	348,400	401,700	474,700
	40	231,900	286,900	350,500	403,100	475,400
	41	233,600	288,600	352,400	404,800	476,000
	42	235,300	290,900	354,500	406,200	476,700
	43	236,900	293,200	356,400	407,500	477,400
44	238,500	295,700	358,500	409,000	478,100	

45	239,900	297,700	360,300	410,600	478,700
46	241,200	300,100	362,300	411,900	479,400
47	242,500	302,300	364,200	413,400	480,100
48	243,700	304,900	366,200	415,000	480,800
49	245,100	307,200	367,800	416,700	481,400
50	246,600	309,600	369,600	418,100	482,100
51	247,800	311,900	371,500	419,700	482,800
52	249,300	314,100	373,500	421,200	483,500
53	250,400	316,300	375,300	422,900	484,100
54	251,600	318,300	377,100	424,400	484,800
55	253,000	320,300	378,900	426,000	485,500
56	254,000	322,300	380,600	427,600	486,200
57	255,300	324,200	382,100	429,100	486,800
58	256,300	326,300	383,700	430,600	487,500
59	257,400	328,400	385,400	431,800	488,200
60	258,600	330,400	387,100	433,000	488,900
61	259,900	332,500	388,300	434,200	489,500
62	260,900	334,600	389,700	435,500	
63	262,300	336,800	391,100	436,800	
64	263,400	339,000	392,400	438,000	
65	264,700	340,700	393,800	439,200	
66	266,100	342,900	395,000	440,400	
67	267,500	344,900	396,400	441,600	
68	269,100	347,100	397,800	442,800	
69	270,500	348,900	399,100	444,000	
70	271,800	350,800	400,400	445,200	
71	273,100	352,800	401,800	446,400	
72	274,400	354,800	403,100	447,600	
73	275,500	356,400	404,400	448,700	
74	276,700	358,300	405,800	449,300	
75	278,000	360,100	407,200	449,800	
76	279,000	362,000	408,500	450,300	
77	280,200	363,800	409,700	450,800	
78	281,400	365,500	410,900	451,400	
79	282,600	367,200	412,200	451,900	
80	283,800	368,800	413,600	452,400	
81	284,900	370,300	414,900	452,900	
82	286,100	371,800	416,100	453,500	
83	287,300	373,300	417,100	454,000	
84	288,500	374,700	418,300	454,500	
85	289,500	375,800	419,500	455,000	
86	290,600	377,200	420,700	455,600	
87	291,600	378,600	421,900	456,100	
88	292,800	379,900	422,900	456,600	
89	293,900	381,200	424,000	457,100	
90	295,000	382,500	425,000	457,700	
91	296,200	383,700	426,000	458,200	
92	297,400	385,000	427,000	458,700	
93	297,900	386,300	427,900	459,200	

94	298,900	387,400	428,700	459,800
95	300,000	388,700	429,500	460,300
96	301,200	389,900	430,300	460,800
97	302,200	391,300	431,100	461,300
98	303,300	392,300	431,500	461,900
99	304,300	393,400	431,900	462,400
100	305,400	394,400	432,300	462,900
101	306,300	395,300	432,700	463,400
102	307,400	396,300	433,000	
103	308,500	397,400	433,300	
104	309,500	398,500	433,600	
105	310,100	399,200	433,900	
106	311,000	400,100	434,200	
107	311,800	401,000	434,500	
108	312,600	401,900	434,700	
109	313,500	402,700	434,900	
110	313,900	403,600	435,200	
111	314,300	404,400	435,500	
112	314,800	405,200	435,700	
113	315,400	405,800	435,900	
114	315,800	406,500	436,200	
115	316,300	407,200	436,500	
116	316,800	407,900	436,700	
117	317,400	408,500	436,900	
118	317,900	409,000		
119	318,300	409,400		
120	318,800	409,800		
121	319,300	410,200		
122	319,700	410,500		
123	320,200	410,800		
124	320,700	411,000		
125	321,300	411,200		
126	321,600	411,500		
127	321,900	411,800		
128	322,200	412,000		
129	322,400	412,200		
130	322,700	412,500		
131	323,000	412,800		
132	323,300	413,000		
133	323,500	413,200		
134	323,700	413,500		
135	323,900	413,800		
136	324,200	414,000		
137	324,500	414,200		
138	324,700	414,500		
139	325,000	414,800		
140	325,300	415,000		
141	325,500	415,200		
142	325,700	415,500		
143	326,000	415,800		

	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700	416,500			
	147	327,000	416,800			
	148	327,300	417,000			
	149	327,500	417,200			
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考

- 1 この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

## イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員		円	円	円	円	円
	1	160,000	175,800	264,100	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	266,600	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	268,900	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	271,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	273,700	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	276,100	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	278,300	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	280,500	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	282,600	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	284,900	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	287,300	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	289,400	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	291,800	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	293,800	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	295,700	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	297,700	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	299,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	302,200	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	304,700	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	307,400	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	309,600	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	312,000	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	314,200	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	316,800	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	319,400	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	321,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	323,900	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	326,000	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	328,200	354,900	443,800
	30	214,700	235,200	329,900	356,700	444,600
	31	216,400	237,900	332,000	358,400	445,400
	32	218,100	240,600	334,000	360,300	446,300
	33	219,400	243,200	335,800	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	337,900	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	340,000	364,800	448,200
	36	224,500	251,300	342,000	366,600	448,700
	37	225,900	253,800	344,000	368,500	449,200
	38	227,600	256,200	345,900	370,000	449,700
	39	229,300	258,700	347,900	371,300	450,200
	40	231,000	261,000	349,800	372,900	450,700
	41	232,600	263,600	351,300	374,000	451,200
	42	234,300	266,000	353,100	375,400	451,700
	43	235,900	268,200	354,700	376,800	452,200
	44	237,500	270,400	356,400	378,300	452,700
	45	239,200	272,500	358,200	379,700	453,200
46	240,700	274,700	359,900	381,300	453,700	

47	242,000	276,900	361,200	382,900	454,200
48	243,400	278,800	362,800	384,400	454,700
49	244,600	281,100	364,000	385,800	455,200
50	246,000	283,000	365,500	387,300	455,700
51	247,400	284,900	367,100	388,800	456,200
52	248,600	286,900	368,700	390,200	456,700
53	249,700	288,600	370,100	391,400	457,200
54	251,100	290,900	371,600	392,700	
55	252,300	293,200	373,100	393,800	
56	253,300	295,700	374,600	394,900	
57	254,500	297,700	376,100	396,300	
58	255,700	300,100	377,500	397,500	
59	256,800	302,300	378,900	398,700	
60	258,000	304,900	380,200	400,000	
61	259,400	307,200	381,100	401,200	
62	260,200	309,600	382,300	402,200	
63	261,400	311,900	383,500	403,600	
64	262,300	314,100	384,600	404,900	
65	263,300	316,300	385,500	406,100	
66	264,700	318,300	386,700	407,200	
67	265,800	320,300	387,700	408,400	
68	267,100	322,300	388,800	409,500	
69	268,700	324,200	390,000	410,500	
70	270,200	326,300	391,000	411,700	
71	271,500	328,400	392,100	412,900	
72	272,900	330,400	393,300	414,100	
73	273,900	332,500	394,300	414,700	
74	274,900	334,600	395,400	415,500	
75	276,100	336,800	396,500	416,200	
76	277,100	339,000	397,600	416,700	
77	278,300	340,700	398,500	417,000	
78	279,400	342,600	399,400	417,400	
79	280,600	344,300	400,400	417,800	
80	281,800	346,100	401,400	418,200	
81	283,000	347,900	402,200	418,500	
82	283,900	349,700	403,000	418,900	
83	285,100	351,100	403,700	419,300	
84	286,300	352,900	404,500	419,600	
85	287,200	354,100	405,200	419,900	
86	288,100	355,700	406,000	420,300	
87	288,800	357,200	406,700	420,700	
88	289,800	358,700	407,400	421,000	
89	290,800	360,000	408,000	421,300	
90	291,700	361,300	408,700	421,600	
91	292,600	362,700	409,200	421,900	
92	293,400	364,100	409,900	422,100	
93	293,700	365,600	410,300	422,300	
94	294,400	366,900	410,700	422,600	
95	295,100	368,200	411,000	422,900	
96	295,900	369,400	411,300	423,100	

97	296,700	370,400	411,600	423,300
98	297,500	371,400	411,900	423,600
99	298,300	372,400	412,200	423,900
100	299,000	373,400	412,400	424,100
101	299,900	374,300	412,600	424,300
102	300,400	375,300	412,900	424,600
103	300,900	376,300	413,200	424,900
104	301,400	377,300	413,400	425,100
105	301,600	378,100	413,600	425,300
106	302,000	379,000	413,900	425,600
107	302,300	379,900	414,200	425,900
108	302,500	380,900	414,400	426,100
109	302,700	381,700	414,600	426,300
110	302,900	382,700	414,900	426,600
111	303,200	383,700	415,200	426,900
112	303,500	384,700	415,400	427,100
113	303,700	385,300	415,600	427,300
114	303,900	386,200	415,900	427,600
115	304,100	387,100	416,200	427,900
116	304,400	388,000	416,400	428,100
117	304,700	388,800	416,600	428,300
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		
133		398,900		
134		399,200		
135		399,500		
136		399,800		
137		400,100		
138		400,400		
139		400,700		
140		401,000		
141		401,300		
142		401,600		
143		401,900		
144		402,200		
145		402,400		

	146		402,700			
	147		403,000			
	148		403,200			
	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
	158		405,700			
	159		406,000			
	160		406,200			
	161		406,400			
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第4条関係)

## 学校栄養職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員		円	円	円
	1	154,700	180,000	278,600
	2	156,400	181,600	280,700
	3	158,000	183,200	282,700
	4	159,600	184,800	284,800
	5	161,200	186,300	286,800
	6	162,800	187,800	288,900
	7	164,400	189,300	291,000
	8	166,000	190,800	293,100
	9	167,500	192,300	295,100
	10	169,100	193,900	297,200
	11	170,600	195,500	299,300
	12	172,200	197,100	301,400
	13	173,800	198,700	303,400
	14	175,400	200,700	305,500
	15	176,900	202,600	307,500
	16	178,500	204,600	309,600
	17	180,000	206,500	311,600
	18	181,600	208,500	313,700
	19	183,100	210,400	315,700
	20	184,700	212,400	317,800
	21	186,200	214,300	319,800
	22	187,800	216,200	321,800
	23	189,400	218,000	323,700
	24	191,000	219,900	325,700
	25	192,500	221,700	327,600
	26	194,100	223,600	329,500
	27	195,700	225,400	331,400
	28	197,300	227,300	333,300
	29	198,900	229,100	335,200
	30	200,500	230,900	337,100
	31	202,100	232,600	338,900
	32	203,700	234,400	340,700
	33	205,300	236,100	342,500
	34	207,000	238,000	344,300
	35	208,600	239,800	346,100
	36	210,300	241,600	347,900
	37	211,900	243,400	349,700
	38	213,600	245,200	351,300
	39	215,200	247,000	352,900
	40	216,900	248,800	354,500
	41	218,500	250,600	356,100
	42	220,200	252,200	357,600
	43	221,900	253,800	359,000
44	223,600	255,400	360,500	

45	225,200	257,000	361,900
46	227,000	258,700	363,200
47	228,800	260,300	364,500
48	230,600	262,000	365,800
49	232,400	263,600	367,000
50	234,100	265,200	368,300
51	235,800	266,700	369,500
52	237,500	268,300	370,800
53	239,200	269,800	372,000
54	240,900	271,400	373,100
55	242,500	273,000	374,100
56	244,200	274,600	375,100
57	245,800	276,200	376,100
58	247,400	278,000	377,100
59	248,900	279,700	378,000
60	250,400	281,400	379,000
61	251,600	283,100	379,900
62	253,100	284,800	380,800
63	254,500	286,400	381,600
64	255,900	288,100	382,500
65	257,300	289,700	383,300
66	258,700	291,400	384,100
67	260,000	293,100	384,900
68	261,300	294,800	385,700
69	262,600	296,500	386,400
70	264,000	298,200	387,100
71	265,300	299,900	387,800
72	266,600	301,600	388,500
73	267,900	303,300	389,200
74	269,200	305,000	390,000
75	270,400	306,700	390,700
76	271,700	308,400	391,400
77	272,900	310,000	392,100
78	274,200	311,500	392,800
79	275,500	313,000	393,500
80	276,800	314,500	394,200
81	278,000	315,900	394,900
82	279,100	317,400	395,600
83	280,200	318,900	396,200
84	281,300	320,400	396,900
85	282,400	321,900	397,500
86	283,500	323,100	398,200
87	284,600	324,200	398,800
88	285,700	325,400	399,500
89	286,700	326,500	400,100
90	287,500	327,600	400,800
91	288,300	328,700	401,400
92	289,100	329,800	402,000
93	289,900	330,800	402,600

	94	290,600	331,800	403,300
	95	291,200	332,700	403,900
	96	291,800	333,700	404,500
	97	292,400	334,600	405,100
	98		335,300	405,800
	99		335,900	406,400
	100		336,500	407,000
	101		337,100	407,600
	102		337,800	408,200
	103		338,500	408,700
	104		339,200	409,300
	105		339,800	409,800
	106		340,500	
	107		341,100	
	108		341,800	
	109		342,400	
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		214,200	246,700	266,800

備考 この表は、小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第3 (第4条関係)

## 学校事務職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員		円	円	円	円
	1	141,900	232,300	268,800	304,900
	2	143,100	234,100	270,900	307,000
	3	144,200	235,800	272,900	309,000
	4	145,300	237,600	275,000	311,100
	5	146,400	239,300	277,000	313,100
	6	147,700	241,000	279,000	315,100
	7	149,000	242,700	281,000	317,100
	8	150,300	244,400	283,000	319,100
	9	151,600	246,000	284,900	321,100
	10	153,400	247,700	286,900	323,100
	11	155,100	249,400	288,800	325,100
	12	156,900	251,100	290,800	327,100
	13	158,600	252,800	292,700	329,000
	14	160,400	254,500	294,700	331,000
	15	162,100	256,200	296,600	332,900
	16	163,900	257,900	298,600	334,800
	17	165,700	259,600	300,500	336,700
	18	167,500	261,300	302,500	338,600
	19	169,300	263,000	304,400	340,500
	20	171,100	264,700	306,400	342,400
	21	172,800	266,400	308,300	344,200
	22	174,600	268,100	310,300	346,100
	23	176,400	269,800	312,200	347,900
	24	178,200	271,500	314,100	349,800
	25	179,900	273,200	316,000	351,600
	26	181,700	274,900	318,000	353,400
	27	183,500	276,600	319,900	355,200
	28	185,300	278,300	321,800	357,000
	29	187,100	280,000	323,700	358,800
	30	188,900	281,700	325,600	360,600
	31	190,700	283,400	327,500	362,300
	32	192,500	285,100	329,400	364,100
	33	194,300	286,800	331,300	365,800
	34	196,200	288,500	333,200	367,500
	35	198,000	290,200	335,000	369,200
	36	199,800	291,900	336,900	370,900
	37	201,600	293,500	338,700	372,500
	38	203,500	295,200	340,600	374,100
	39	205,300	296,900	342,400	375,700
	40	207,200	298,600	344,300	377,300
	41	209,000	300,200	346,100	378,800
	42	210,900	301,800	347,700	380,400
	43	212,800	303,300	349,200	381,900
44	214,700	304,900	350,700	383,500	

45	216,600	306,400	352,200	385,000
46	218,600	307,900	353,800	386,300
47	220,500	309,400	355,300	387,600
48	222,400	310,900	356,800	388,900
49	224,300	312,300	358,300	390,200
50	226,300	313,700	359,700	391,400
51	228,200	315,100	361,000	392,600
52	230,200	316,500	362,400	393,800
53	232,100	317,800	363,700	394,900
54	234,000	319,200	364,900	395,700
55	235,900	320,500	366,100	396,500
56	237,800	321,900	367,300	397,300
57	239,700	323,200	368,500	398,000
58	241,700	324,600	369,600	398,700
59	243,500	325,900	370,600	399,400
60	245,300	327,300	371,700	400,100
61	246,800	328,600	372,700	400,800
62	248,600	329,600	373,700	401,500
63	250,400	330,600	374,600	402,100
64	252,200	331,600	375,600	402,800
65	254,000	332,500	376,500	403,400
66	255,800	333,400	377,400	404,000
67	257,500	334,200	378,300	404,600
68	259,200	335,100	379,200	405,200
69	260,900	335,900	380,000	405,800
70	262,500	336,700	380,800	406,200
71	264,100	337,500	381,600	406,500
72	265,700	338,300	382,400	406,900
73	267,300	339,100	383,200	407,200
74	268,500	339,900	384,000	407,600
75	269,600	340,700	384,700	407,900
76	270,800	341,500	385,500	408,300
77	271,900	342,200	386,200	408,600
78	272,900	343,000	386,900	409,000
79	273,900	343,800	387,500	409,300
80	274,900	344,600	388,100	409,700
81	275,800	345,300	388,700	410,000
82	276,600	345,900	389,300	410,400
83	277,400	346,400	389,900	410,700
84	278,200	346,900	390,500	411,000
85	279,000	347,400	391,000	411,300
86	279,500	347,900	391,500	411,600
87	279,900	348,400	392,000	411,900
88	280,300	348,900	392,500	412,200
89	280,700	349,400	393,000	412,500
90		349,900	393,500	
91		350,400	394,000	
92		350,900	394,500	
93		351,400	394,900	

	94		351,900	395,400	
	95		352,400	395,800	
	96		352,900	396,200	
	97		353,300	396,600	
	98		353,800	397,000	
	99		354,200	397,400	
	100		354,700	397,800	
	101		355,100	398,200	
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		214,000	242,100	265,000	288,100

備考 この表は、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校に勤務する事務職員に適用する。

(さいたま市教職員退職手当条例の一部改正)

第5条 さいたま市教職員退職手当条例（平成29年さいたま市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号。以下「教職員給与条例」という。）の適用を受ける教職員（教職員給与条例の適用を受けた後、引き続いてさいたま市職員の給与に関する条例（<u>平成13年さいたま市条例第42号</u>。以下「市給与条例」という。）の適用を受けることとなった者を含む。）のうち、常時勤務に服することを要する者（以下「教職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第7条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（<u>法第28条の6第1項</u>の規定により退職した者（<u>法第28条の7第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準じる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって委員会が市長の承認を得たものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって委員会が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号。以下「教職員給与条例」という。）の適用を受ける教職員（教職員給与条例の適用を受けた後、引き続いてさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の適用を受けることとなった者を含む。）のうち、常時勤務に服することを要する者（<u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く</u>。以下「教職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第7条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（<u>法第28条の2第1項</u>の規定により退職した者（<u>法第28条の3第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準じる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって委員会が市長の承認を得たものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって委員会が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>

(1)～(3) [略]

2 [略]

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生じることにより退職した者であつて委員会が市長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（法第28条の6第1項の規定により退職した者（法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準じる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて委員会が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) [略]

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第10条 第8条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて委員会が市長の承認を得たものを除く。）のうち、定年に達した日以後における最初の3月31日から1年前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]

(退職手当の調整額)

第16条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第9条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、教職員を地方住宅供給公社法（昭

(1)～(3) [略]

2 [略]

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生じることにより退職した者であつて委員会が市長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（法第28条の2第1項の規定により退職した者（法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準じる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて委員会が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) [略]

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第10条 第8条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて委員会が市長の承認を得たものを除く。）のうち、定年に達した日以後における最初の3月31日から1年前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]

(退職手当の調整額)

第16条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第9条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、教職員を地方住宅供給公社法（昭

和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、教職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職及びさいたま市教員の休職の事由等に関する条例(平成29年さいたま市条例第20号)第3条第1項の規定による休職を除く。)、法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準じる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第18条第4項において「休職月等」という。)のうち委員会が定めるものを除く。)  
)ごとに、当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる教職員の区分に応じて当該各号に定める額(この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)~(9) [略]

2~5 [略]

(勤続期間の計算)

第18条 [略]

2~6 [略]

7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、法第28条の6第1項の規定による退職(法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来による退職を含む。)、非違によらない勸奨による退職、死亡による退職又は公務上の傷病による退職に係る6月以上の端数及び在職期間が6月以上1年未満(第6条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。))、第7条第1項又は第8条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、

和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、教職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職及びさいたま市教員の休職の事由等に関する条例(平成29年さいたま市条例第20号)第3条第1項の規定による休職を除く。)、法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準じる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち委員会が定めるものを除く。)  
)ごとに、当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる教職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)~(9) [略]

2~5 [略]

(勤続期間の計算)

第18条 [略]

2~6 [略]

7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、法第28条の2第1項の規定による退職(法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来による退職を含む。)、非違によらない勸奨による退職、死亡による退職又は公務上の傷病による退職に係る6月以上の端数及び在職期間が6月以上1年未満(第6条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。))、第7条第1項又は第8条第1項の規定により退職手当の基本額を計算す

1年未満)の退職に係る端数は、これを1年とする。

8・9 [略]

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第28条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第26条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) [略]

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続きした在职期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「定年前再任用短時間勤務教職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務教職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続きした在职期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 [略]

(退職をした者の退職手当の返納)

第29条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第26条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第24条においてその例によることとされるさいたま市職員退職手当条例(平成13年さいたま市条例第46号。以下「市職員退職手当条例」という。))第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条第1項及び第31条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条第1項及び第31条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部

る場合にあつては、1年未満)の退職に係る端数は、これを1年とする。

8・9 [略]

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第28条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第26条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) [略]

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続きした在职期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用教職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用教職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続きした在职期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 [略]

(退職をした者の退職手当の返納)

第29条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第26条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第24条においてその例によることとされるさいたま市職員退職手当条例(平成13年さいたま市条例第46号。以下「市職員退職手当条例」という。))第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条第1項及び第31条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条第1項及び第31条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の

又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

(1) [略]

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前提任用短時間勤務教職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前提任用短時間勤務教職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 [略]

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第31条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第29条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第29条第5項又は前条第3項において準用するさいたま市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第29条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当

全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

(1) [略]

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用教職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用教職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 [略]

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第31条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第29条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第29条第5項又は前条第3項において準用するさいたま市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第29条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当

管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第27条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第29条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第29条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務教職員に対する免職処分を受けた場合において、第29条第1項の規定による処分を受けることなく死亡し

管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第27条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第29条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第29条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用教職員に対する免職処分を受けた場合において、第29条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退

たときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務教職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

6～8 [略]

附 則

（教職員とみなす者の特例）

1～4 [略]

5 施行日前に県学校職員給与条例又は廃止前の市教育職員給与等条例の適用を受けていた者で引き続き施行日前又は施行日において市給与条例の適用を受けることとなったもの（施行日の前日までに退職した者で、施行日以後県退職手当条例の規定又は市職員退職手当条例の規定による退職手当を支給されるものを除く。）は、第2条第1項に規定する教職員とみなす。

6～9 [略]

10 施行日以後にこの条例の適用を受けることとなった者（附則第4項の規定の適用を受ける教職員を除く。）で、平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「旧事業団」という。）の職員として在職したものの（同法附則第13条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道建設公団（以下この項において「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて教職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

11・12 [略]

（退職手当の基本額の特例）

職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用教職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

6～8 [略]

附 則

（教職員とみなす者の特例）

1～4 [略]

5 施行日前に県学校職員給与条例又は廃止前の市教育職員給与等条例の適用を受けていた者で引き続き施行日前又は施行日においてさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の適用を受けることとなったもの（施行日の前日までに退職した者で、施行日以後県退職手当条例の規定又は市職員退職手当条例の規定による退職手当を支給されるものを除く。）は、第2条第1項に規定する教職員とみなす。

6～9 [略]

10 施行日以後にこの条例の適用を受けることとなった者（附則第4項の規定の適用を受ける教職員を除く。）で、平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「旧事業団」という。）の職員として在職したものの（同法附則第25条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道建設公団（以下この項において「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて教職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

11・12 [略]

（退職手当の基本額の特例）

1 3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第6条から第10条及び附則第23項から第30項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第17条中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第13項」とする。

1 4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第9条及び附則第26項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

1 5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第8条又は附則第24項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第13項の規定の例により計算して得られる額とする。

1 6～2 2 [略]

2 3 当分の間、第7条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条」とあるのは、「第8条又は附則第23項」とする。

2 4 当分の間、第8条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条」とあるのは、「第8条又は附則第24項」とする。

2 5 前2項の規定は、次に掲げる教職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 改正前さいたま市職員の定年等に関する条例（平成13年さいたま市条例第25号）第3条第1項ただし書に規定する教職員

(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる教職員に類する教職員として委員会が定める教職員

2 6 教職員給与条例附則第24項及び市給与条例附則第32項の規定による教職員の給料月額の変額は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

2 7 当分の間、第8条第1項に規定する者のうち

1 3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第6条から第10条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第17条中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第13項」とする。

1 4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第9条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

1 5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第8条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第13項の規定の例により計算して得られる額とする。

1 6～2 2 [略]

その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に対する第10条及び第15条の規定の適用については、第10条本文中「定年に達した日」とあるのは、「定年（附則第25項各号に掲げる教職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる教職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる教職員にあつては委員会の定める年齢とする。）に達した日」と、第10条の表第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第15条の表第13条の項、第14条第1号の項及び第14条第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第25項各号に掲げる教職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる教職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる教職員にあつては委員会の定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

28 当分の間、第8条第1項に規定する者（法28条の6第1項の規定により退職した者（法28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）及びこれに準じる他の法令の規定により退職した者並びに法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）に対する第10条の規定については、同条本文中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第25項各号に掲げる教職員以外の者	60歳
附則第25項第1号に掲げる教職員	65歳
附則第25項第2号に掲げる教職員	委員会の定める年齢

29 当分の間、条例第8条第1項のうち職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職又は過員を生じることにより退職した者であつて委員会が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて附則第28項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第10条及び第15条の規定の適用については、第10条の表第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第15条の表第13条の項、第14条第1号の項及び第14条第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第28項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の

右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

30 当分の間、条例第8条第1項のうち職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職又は過員を生じることにより退職した者であつて委員会が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて附則第28項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第10条及び第15条の規定の適用については、第10条の表第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第15条の表第13条の項、第14条第1号の項及び第14条第2号の項中「100分の2」とあるのは「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条中附則第10項の改正の規定は、公布の日から施行する。

(教職員の勤務延長に関する経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務教職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された教職員をいう。）は、第2条の規定による改正後のさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（以下この項及び第6項において「改正後の教職員勤務時間条例」という。）第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、改正後の教職員勤務時間条例の規定を適用する。

3 第4条の規定による改正後のさいたま市教職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第24項から第32項までの規定は、改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している教職員には適用しない。

(暫定再任用教職員の給与にかかる経過措置)

4 暫定再任用教職員（改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若

しくは第2項の規定により採用された教職員をいう。) (暫定再任用短時間勤務教職員を除く。以下この項及び次項において同じ。) の給料月額は、当該暫定再任用教職員が改正後の給与条例第5条第12項に規定する定年前再任用短時間勤務教職員(以下「定年前再任用短時間勤務教職員」という。)であるものとした場合に適用される同条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務教職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用教職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 5 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用教職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成29年さいたま市条例第17号)第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用教職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務教職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務教職員が定年前再任用短時間勤務教職員であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務教職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務教職員の属する職務の級に応じた額に、改正後の教職員勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務教職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 7 暫定再任用短時間勤務教職員は、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、改正後の給与条例第16条において準用する改正後のさいたま市職員の給与に関する条例(令和4年さいたま市条例第●●号。以下「改正後の市職員給与条例」という。)第15条第2項及び改正後の給与条例第20条において準用する改正後の市職員給与条例第19条第2項の規定を適用する。
- 8 暫定再任用教職員は、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、改正後の給与条例第25条において準用する改正後の市職員給与条例第27条第3項並びに改正後の給与条例第27条第2項及び第28条の規定を適用する。
- 9 改正後の給与条例第26条において準用する改正後の市職員給与条例第30条第

1 項の職員に暫定再任用教職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務教職員及びさいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第 4 項に規定する暫定再任用教職員（暫定再任用短時間勤務教職員を含む。）（次号において、「暫定再任用教職員」という。）」と、同項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務教職員及び暫定再任用教職員」とする。

1 0 第 2 項から前項に定めるもののほか、暫定再任用教職員の給与に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（暫定再任用教職員の退職手当に係る経過措置）

1 1 暫定再任用教職員に対する改正後のさいたま市教職員退職手当条例第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「（以下「教職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員を除く。以下「教職員」という。）」とする。

（委任）

1 2 第 2 項から第 1 1 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## さいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について

### 1 提案理由

- ・ 地方公務員法等の一部改正を踏まえ、さいたま市教職員定数条例のほか4条例について、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の概要

#### (1) さいたま市教職員定数条例の一部改正（第1条関係）

- ・ 短時間勤務の職に係る地方公務員法の引用条項の規定の整備を行うもの。

#### (2) さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正（第2条関係）

- ・ 現行の再任用短時間勤務教職員に適用されている勤務時間等に係る規定について、定年前再任用短時間勤務教職員に適用することとともに、その他規定の整備を行うもの。

#### (3) さいたま市教職員健康審査会条例の一部改正（第3条関係）

- ・ 短時間勤務の職に係る地方公務員法の引用条項の規定の整備を行うもの。

#### (4) さいたま市教職員の給与に関する条例の一部改正（第4条関係）

##### ア 60歳を超える教職員の給料月額の特例

- ・ 当分の間、教職員の給料月額は、教職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該教職員に適用される給料表の給料月額に7割を乗じて得た額とすることとするもの。

##### イ 管理監督職勤務上限年齢制により降任等された教職員の給料の特例

- ・ 管理監督職勤務上限年齢制により降任等された教職員であって、引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員については、当分の間、給料月額のほか降任等する前の給料月額に7割を乗じて得た額と降任等した後の給料月額に7割を乗じて得た額との差額に相当する額を給料として支給することとするもの。

#### (5) さいたま市教職員退職手当条例の一部改正（第5条関係）

- ・ 退職手当の基本額の特例

(7) 当分の間、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額は、勤続期間を同じくする定年退職の場合と同様に算定することとするもの。

(4) (4)アに規定する措置を受けた職員の退職手当の基本額は、60歳に達する日以後における最初の3月31日までの勤続期間については同期間中の最も高い給料月額により算定することとするもの。

(施行期日) 令和5年4月1日 ((5)の一部については、公布の日)

### 3 根拠となる法令

(1) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）

令和3年6月11日公布 令和5年4月1日等施行

(2) 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）

令和3年6月11日公布 令和5年4月1日等施行

（同法第2条において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正している。）

議案第43号

さいたま市指定文化財の名称変更について

さいたま市文化財保護条例（平成13年さいたま市条例第137号）第39条第1項の規定により指定した下記の左欄に掲げるさいたま市指定記念物について、その名称を同表右欄のとおり改める。

なお、変更年月日は通知の日とする。

令和4年7月21日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

記

左欄		右欄	
種別	名称	種別	名称
史跡	浦和宿石橋と供養仏	史跡	与野川越道石橋並道普請供養塔

## 提案理由

さいたま市文化財保護条例（平成13年さいたま市条例第137号）第39条第1項の規定により指定したさいたま市指定記念物のうち1件について、指定後の研究成果等を踏まえ、指定名称を変更するものです。

なお、さいたま市文化財保護審議会からも「名称変更すべき」との答申を受けております。

## 【参考資料】

指定文化財の名称変更及び種別変更について

史跡 浦和宿石橋と供養仏〔第24号（浦）〕

### 史跡担当

さいたま市文化財保護審議会委員 岡本 東三

さいたま市文化財保護審議会委員 笹森 紀己子

### 歴史資料担当

さいたま市文化財保護審議会委員 老川 慶喜

さいたま市文化財保護審議会委員 重田 正夫

さいたま市文化財保護審議会委員 清水 亮

## 1 新 名 称

与野川越道石橋並道普請供養塔

## 2 指定年月日

昭和34年3月31日

## 3 所 在 地

さいたま市浦和区常盤9丁目

## 4 所 有 者

さいたま市

## 5 種 別

史跡（変更なし）

## 6 概 要

「与野・川越道」は、中山道の宿場・浦和町（宿）から、甲州街道と奥州街道とを結ぶ脇往還の人馬継立場である与野町を経て、北武蔵の一大都市である城下町川越を結ぶ道であり、五街道筋とその沿線からは外れた主要都市とを結ぶ重要道である。

本石造物は、その重要道に関わる石橋及び道路整備について供養のための仏塔として建立したと考えられる。「奉造立石橋并道普請供養仏」この銘文からは、道路整備を行った記録を示す「記念碑」としての性格及び「道しるべ」としての性格を兼ねていることがうかがわれる。これらを踏まえると、本市の歴史文化に関わる価値は大きなものであると考えられ、近世の本市における主要都市間道路に関わる資料としても、保存を図る必要がある。

## 7 変 更 理 由

本石造物の銘文の解釈をあらためて検討してみると、本石造物は「石橋造立ならびに道普請」について供養のための仏塔として建立したと考えられる。また、現在の指定理由をあらためてみると、「浦和宿三橋」の存在を立証するものとされている。「浦和宿三橋」の存在は、明治9年（1876）『武蔵国郡村誌』の浦和宿の項に記載があるものの、場所がはっきりしていなかった。しかし、指定時以降の研究や文化3年（1806）頃『中山道分間延絵図』、天保14年（1843）『中山道宿村大概帳』などの資料から、今日では中山道に架かる三本の橋を指すものと考えられており、本塔がそれらの橋を立証するものとは言えず、名称に浦和宿と冠することに問題があることは否めない。

一方で、本石造物の位置（現在の史跡範囲）が石橋と与野道に重ならないとしても、与野道が本石造物付近を通っていた（下図参照）ということを示す資料であること、文化 8 年（1811）『浦和宿絵図』から本石造物が当初よりこの付近に建っていたと推察できることから、史跡として現在地で維持していくべきと判断し、本件については、種別変更は行わないことが適当であると考えます。

については、銘文及び造立趣旨を踏まえ、指定名称を「与野川越道石橋並道普請供養塔」とする。



#### 参考資料

大正 11 年（1922）『埼玉県浦和耕地整理組合事業完成記念帳』掲載「原形図」（耕地整理施工前の現況図）、昭和 9 年（1934）『埼玉県浦和耕地整理組合事業完成記念帳』掲載「確定図」（施工後の竣工図）及び県立文書館所蔵昭和 6 年（1931）「府県道浦和与野線道路台帳平面図」等の情報を現行の地番修正図に重ねた

(写)

令和4年5月25日

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美 様

さいたま市文化財保護審議会  
会長 岡本 東三



文化財の指定名称・種別変更について (答申)

令和4年5月25日付け教生文第525号で諮問のありました事項のうち第1号について、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

第1号 市指定文化財の指定名称・種別変更について

この文化財について、以下のとおり名称を変更し、種別は変更しないことが適当と考えます。

	種別	名称	新種別	新名称
①	史跡	浦和宿石橋と供養仏	史跡 (変更なし)	与野川越道石橋並道普請供養塔



議案第44号

令和5年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書採択について

令和5年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書採択について、別紙のとおり採択する。

令和4年7月21日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

## 提案理由

さいたま市立各特別支援学校において、令和5年度に使用する教科用図書につきまして、各校長から選定方針、一覧表及び選定理由書等が提出されました。

採択の権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号により、さいたま市教育委員会が有するため、議案として提案するものです。なお、特別支援学校の教科書採択については、義務教育である小・中学校と異なり、毎年度、学校ごとに採択をします。

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

【資料 1】

令和 5 年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書  
の採択について

教科書採択のための資料

市立ひまわり特別支援学校	P. 1
選定方針	P. 2
教科用図書一覧表	P. 3～P. 7
教科用図書選定理由書	P. 8～P. 16

市立さくら草特別支援学校	P. 17
選定方針	P. 18
教科用図書一覧表	P. 19～P. 23
教科用図書選定理由書	P. 24～P. 35

(教育委員会会議資料)

# さいたま市立 ひまわり特別支援学校

- 1 令和5年度使用教科用図書選定方針
- 2 令和5年度選定教科用図書一覧表
- 3 令和5年度選定教科用図書選定理由書

## 令和5年度使用教科用図書選定方針

さいたま市立ひまわり特別支援学校

- 1 特別支援学校学習指導要領及びさいたま市特別支援学校教育課程編成要領の趣旨を踏まえていること。
- 2 本校の学校教育目標『かがやく子 ～今も未来も～ 明るい子 元気な子 学ぶ子』を達成するためには、生きてはたらく確かな学力が必要である。その定着のために、導入や題材、論の工夫がなされていること。
- 3 市教育委員会通知「令和5年度さいたま市立特別支援学校教科用図書の選定基準等について」を踏まえ、小・中学部においてはさいたま市選定の小中学校用検定教科書を十分に考慮し、その上で児童生徒の実態に即し、文部科学省著作教科書や学校教育法附則第9条の規定による一般図書を選定すること。
- 4 高等部教科用図書は、全て学校教育法附則第9条の規定に基づく、小・中学部と同様に、生徒の実態に即し、教育目標の達成上適切な図書として一般図書を選定すること。
- 5 選定にあたっては、公正かつ適正の確保に万全を期すること。

以上の方針の下、教科用図書の選定を行う。

令和5年度使用 小学部 文部科学省著作教科書 一覧表

さいたま市立ひまわり特別支援学校 小学部

教科書 教科名	発行者	書名
国語	東京書籍	こくご☆
	東京書籍	こくご☆☆☆
算数	教育出版	さんすう☆
音楽	東京書籍	おんがく☆
	東京書籍	おんがく☆☆

令和5年度使用 小学部 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書 一覧表

さいたま市立ひまわり特別支援学校 小学部

教科書 教科名	発行者	書名
国語	福音館書店	こどものとも絵本 ぞうくんのさんぼ
	福音館書店	こどものとも絵本 おおきなかぶ
	福音館書店	日本傑作絵本シリーズ ドオン！
	文研出版	ジョイフルえほん傑作集 りんごがドスーン
	福音館書店	こどものとも絵本 そらいろのたね
	偕成社	日本むかし話 おむすびころりん
書写	くもん出版	ひらがなカード
地図	小学館	ドラえもんちずかん1につぼんちず
算数	文研出版	みるみる絵本もこもこもこ
	金の星社	あかちゃんとお母さんの絵本 ハティちゃんのまる・さんかく・しかく
	小学館	デコボコえほん かずをかぞえよう！
	ポプラ社	絵本・いつでもいっしょ2 どうぶつなんびき？
	ひさかたチャイルド	スキンシップ絵本 かずのえほん
	くもん出版	とけいカード
	ひかりのくに	認識絵本5 いくつかな
生活	偕成社	あかちゃんのおそびえほん(1) ごあいさつあそび
	偕成社	エリック・カールの絵本 くまさんくまさんなにみてるの？
	こぐま社	こぐまちゃんえほん第1集 こぐまちゃんおはよう
	偕成社	エリック・カールの絵本 はらぺこあおむし
	福音館書店	みぢかなかがくシリーズ 町たんけん
	福音館書店	かがくのとも絵本 たべられるしょくぶつ
	童心社	おおきくなるっていうことは
	童心社	ピーマン村の絵本たち さつまのおいも
	合同出版	絵でわかるこどものせいかつずかん3 おでかけのきほん
	小学館	ドラえもんちずずかん1 につぼんちず
	ひかりのくに	こどものずかんMio12 きせつとしぜん
	ひさかたチャイルド	でんしゃでいこうでんしゃでかえろう
	ひかりのくに	はじめてのずかん4 やさいとくだもの
	戸田デザイン研究室	とけいのえほん

体育	ひさかたチャイルド	あかちゃんのための絵本 はみがきしゅわしゅわ
	福音館書店	日本傑作絵本シリーズ おふろだいすき

英語	戸田デザイン研究室	ABCえほん
	あかね書房	あかね書房の学習えほん ことばのえほんABC
	三省堂	親子でうたう英語うたの絵じてん

音楽	ひかりのくに	改定新版どうようえほん1
	ひかりのくに	あそびのうたのほん CDつき
	グランママ	うたえほんⅡ
	ひかりのくに	たのしいてあそびうたえほん
	ポプラ社	ドン！ドコ！ドン！たいこ
	成美堂	DVDでひける！はじめてのピアノえほん②たのしいピアノのうた

図画工作	ポプラ社	クーとマーのおぼえるえほん1 ぼくのいろいろなあに
	学研	あそびのおうさまBOOK はじめてぬるほん
	学研	あそびのおうさまBOOK どんどんぬるほん
	学研	あそびのおうさまBOOK はじめてきるほん
	学研	あそびのおうさまBOOK はって
	ポプラ社	いろいろなほん

道徳	あかね書房	かばくん・くらしのえほん1 かばくんのいちにち
	偕成社	ノタンあそぼうよ(1) ノタンぶらんこのせて
	グランママ	ことばのえほん
	ひさかたチャイルド	どうぞのいす
	福音館	ぐりとぐらの絵本 ぐりとぐらの1ねんかん
	偕成社	ともだちや

令和5年度使用 中学部 文部科学省著作教科書 一覧表

さいたま市立ひまわり特別支援学校 中学部

教科書 教科名	発 行 者	書 名
音楽	東京書籍	音楽☆☆☆☆

令和5年度使用 中学部 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書 一覧表

さいたま市立ひまわり特別支援学校 中学部

教科書 教科名	発 行 者	書 名
国語	偕成社	エリック・カールの絵本 月ようびはなにたべる?-アメリカのわらべうた
	ポプラ社	ねずみくんの絵本1 ねずみくんのチョコキ
	好学社	レオ・レオニの絵本 スイミー

書写	あかね書房	もじのえほん あいうえお
	同成社	ゆっくり学ぶ子のためのこくご入門編2(改訂版)(ひらがなの読み書き)

社会	あかね書房	かぼくん・くらしのえほん2 かぼくんのおかいもの
	ひかりのくに	マナーやルールがどんどんわかる!新装改訂版 みちかなマーク
	福音館書店	みちかなかがくシリーズ 町の水族館・町の植物園
	評論社	スカーリーおじさんの はたらく人たち

地図	小学館	ドラえもんちずかん2 せかいちず
	戸田デザイン研究室	せかいちず絵本

数学	偕成社	エリック・カールかずのほん 1,2,3どうぶつえんへ
	三省堂	三省堂こどもかずの絵じてん
	絵本館	五味太郎の絵本10 かたち
	講談社	ブルーナのアイデアブック ミッフィーの1から10まで

理科	学習研究社	ほんどのおおきさ動物園
	フレーベル館	ふしぎをためす科学図鑑かがくあそび
	ひかりのくに	改訂新版 体験を広げるこどものずかん1 どうぶつえん

音楽	教育芸術社	5訂版 歌はともだち
	ドレミ楽譜出版社	保育名歌こどものうた100選

美術	絵本館	五味太郎の絵本9 いろ
	偕成社	エリック・カールの絵本(ぬりえ絵本) わたしだけのはらぺこあおむし
	福音館書店	かがくのとも絵本 しんぶんしでつくろう
	戸田デザイン研究室	6つのいろ

保健体育	福音館書店	かがくのとも絵本 みんなうんち
	フレーベル館	ひとのからだ
	金の星社	やさしいからだのえほん1 からだのなかはどうなっているの?
	童心社	かこさとしからだの本2 たべものたび

職業・家庭	三省堂	こども きせつのぎょうじ 絵じてん 第2版
	偕成社	子どものマナー図鑑(1) ふだんの生活のマナー
	ナツメ社	子どもの生きる力を育てるせいかつの絵じてん
	ひかりのくに	こどものずかんMio10 たべもの
外国語	成美堂出版	CDつき楽しく歌える英語のうた
	くもん出版	CD付き英語カード あいさつと話しことば編
	成美堂出版	小学生の英語レッスン 絵でみて学ぼう英会話
道徳	評論社	ピーター・スピーアーの絵本1 せかいのひとびと

令和5年度使用 高等部 文部科学省著作教科書 一覧表

さいたま市立ひまわり特別支援学校 高等部

教科書 教科名	発 行 者	書 名
音楽	東京書籍	音楽☆☆☆☆

令和5年度使用 高等部 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書 一覧表

さいたま市立ひまわり特別支援学校 高等部

教科書 教科名	発 行 者	書 名
国語	東洋館	くらしに役立つ国語
社会	東洋館	くらしに役立つソーシャルスキル
数学	日本教育研	ひとりだちするための算数・数学
理科	世界文化社	写真でわかるなぜなに1 どうぶつ
保健体育	少年社会新	ドキドキワクワク性教育(2)大切なからだ・こころ
職業	日本教育研	ひとりだちするための進路指導
家庭	開隆堂出版	職業・家庭 たのしい家庭科 わたしたちのくらしに生かす
	合同出版	絵でわかるこどものせいかつずかん4 おつきあいのきほん
	東洋館	ひとりだちするためのビジネス&コミュニケーション

令和5年度選定教科用図書 選定理由書  
さいたま市立ひまわり特別支援学校

令和5年度使用 小学部 文部科学省著作教科書

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	東京書籍	国語 C-111	こくご☆
選定理由	生活のいろいろな場面を、イラストや図で分かりやすく楽しく説明する内容になっていて、本校低学年の学習に適していると考えます。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	東京書籍	国語 C-123	こくご☆☆☆
選定理由	日常の場面や身の回りにある事物を、読んでも見ても分かりやすく楽しい内容になっている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
算数	教育出版	算数 C-111	さんすう☆
選定理由	図や絵を多用し、読んでも見ても分かりやすく楽しい内容になっている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	東京書籍	音楽 C-121	おんがく☆
選定理由	身近な歌を多く題材にしており、イラストなどで分かりやすく紹介されていて教材として適している。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	東京書籍	音楽 C-122	おんがく☆☆
選定理由	身近な歌を絵を使い、分かりやすく紹介する内容になっているとともに、「おんがく☆」からの系統性もあるため。		

令和5年度使用 小学部 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	福音館書店	H13	こどものとも絵本 ぞうくんのさんぽ
選定理由	ストーリーが簡単でわかりやすく、繰り返しがあって取り組みやすい。ぞうくんの上に次々とほかの動物が乗る絵や、「ドボン」という音と一緒に池に落ちる絵も子どもの興味をひきやすい。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	福音館書店	H26	こどものとも絵本 おおきなかぶ
選定理由	単純なストーリーが繰り返されるため、じっくり取り組む子どもにとってわかりやすくなっている。人間や動物がつながっていく絵は見て楽しく、「うんとこしょ どっこいしょ」の掛け声のかけあいは、劇遊びにも応用しやすい。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	福音館書店	K03	日本傑作絵本シリーズ ドオン!
選定理由	「ドオン」となる太鼓を中心にお話が進んでいき、リズムカルでテンポよくカタカナでの濁音、半濁音、長音、拗音、促音などを使う学習ができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	文研出版	A16	ジョイフルえほん傑作集 りんごがドスン
選定理由	空から大きなりんごが落ちてきて、そのりんごを次々と出てくる動物たちが「おいしい おいしい」と食べていくと、大きな傘ができたお話し。動物の気持ちになって劇にすることができたり読み聞かせとして使用することもできる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	福音館書店	H25	こどものとも絵本 そらいろのたね
選定理由	そらいろのたねから出てきた小さな家が、種から目を出して育っていく植物のようにだんだん大きくなっていく様子が描かれている。だんだん成長する家にたくさんの動物や子どもが入っていき、大きくなる様子が楽しく分かりやすく、国語の教材として適している。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	偕成社	H01	日本むかし話 おむすびころりん
選定理由	「おむすびころりん」や「ねずみのもちつき歌」など、繰り返しによる歯切れの良い言葉を基に、言葉遊びや劇遊びにも応用できる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
書写	くもん出版	D01	ひらがなカード
選定理由	「あ」なら、表に「あ」の小さな文字と「あり」の絵が大きく書かれたカードになっていて使いやすい。一文字一枚のカードになっている。1ページに1文字とその文字が入った言葉と絵が描かれている葉書大の46ページの絵本もついている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
地図	小学館	C01	ドラえもんちずかん1につぼんちず
選定理由	ドラえもん仲間たちが、日本を8つの地方に分けて、都道府県の名前とかたち、暮らしを紹介している。また、日本の季節ごとに咲く花や祭りを紹介している。イラストや写真がたくさん用いられていて、日本のことを楽しみながら学ぶことができる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
算数	文研出版	B05	みるみる絵本もこもこもこ
選定理由	鮮やか且つ落ち着いた色彩の挿絵と、さまざまな形が擬音語と一緒に次々と現れるため、楽しみながらいろいろな形にふれることができる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
算数	金の星社	B03	あかちゃんとお母さんの絵本 ハティちゃんのまる・さんかく・しかく
選定理由	まる、さんかく、しかくそれぞれの形の挿絵がシンプルで分かりやすい。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
算数	小学館	Z01	デコボコえほん かずをかぞえよう!
選定理由	数えるものが飛び出たり数字がへこんでいたりするので、指で触れながら体験的に数を数えることができる。見開きで数字を数えるものが描かれているので、一目で分かりやすく学びやすい内容となっている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
算数	ポプラ社	N02	絵本・いつでもいっしょ2 どうぶつなんびき?
選定理由	野原に初めはこぐまが1匹、次に2匹のきりんがやってくる。どんどん動物が集まって増えていく様子が楽しい数の認識絵本になっている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
算数	ひさかたチャイルド	C05	スキンシップ絵本 かずのえほん
選定理由	見開きの右ページに数字とひらがなによる読み方が書かれ、右側にその数の絵が描かれている。1から20までと、30、40、50、そして100と0がある。数の比較や順序が学習できるページもある。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
算数	くもん出版	D 02	とけいカード
選定理由	47枚の時計カードがあり、カードの表にはアナログ時計の絵、カードの裏にはその時刻が文字で書かれ、学習しやすいように作成されている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
算数	ひかりのくに	B05	認識絵本5 いくつかな
選定理由	数以前の段階から始まり、1～10までの数を取り上げている。また、時刻やお金、たくさんの数等にも続くように編集されている。イラストも分かりやすい。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	偕成社	R01	あかちゃんのおそびえほん(1) ごあいさつあそび
選定理由	「いないいないばあ」遊びを、しかけ絵本としてまとめている。お母さんの目の部分に、穴が開けられていて、お面のように楽しむことができる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	偕成社	T04	エリック・カールの絵本 くまさんくまさんなにみてるの?
選定理由	色づかいが特に素晴らしく、「なにみてるの」の繰り返し言葉のおもしろさも子どもたちの興味を引く工夫となっている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	こぐま社	B01	こぐまちゃんえほん第1集 こぐまちゃんおはよう
選定理由	子どもの1日の生活を、くまの子どもを主人公に、シンプルな絵とリズムカルな文章で描いている。また、「はみがきくちゅくちゅ」など、低学年の子どもにも分かりやすく表現されている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	偕成社	T01	エリック・カールの絵本 はらぺこあおむし
選定理由	色調が鮮やかで、子どもたちが親しみやすく、興味をもって読むことができる。絵本の中で食べ物を食べていくという体験や曜日、数などの要素を感じられる作品である。この本の歌もあり、より子どもたちが楽しく活用することができる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	福音館書店	M06	みぢかなかがくシリーズ 町たんけん
選定理由	子どもたちが学校を出発して、商店街や駅などを歩きながら、働く人を実際に発見することで、いろいろな仕事があることに気付くことができる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	福音館書店	E02	かがくのとも絵本 たべられるしょくぶつ
選定理由	種から芽、茎、葉、花を経てまた種ができる過程を、文と絵で分かりやすく説明している。野菜も植物で、私たちは植物のどこかの部分を食べているのだということが分かる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	童心社	L02	おおきくなるっていうことは
選定理由	素朴でまっすぐな言葉とやさしくユーモラスな絵を通して児童自身が自分の心と体の成長を実感できる内容がたくさん取り上げられている。成長していく自分を理解し、身近な他者を理解していく心を育む学習に適している。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	童心社	L01	ピーマン村の絵本たち さつまのおいも
選定理由	いもほりを、さつまいもとにんげんの綱引きに例える楽しい話が、紙面いっぱい広がる絵本。ソフトなタッチの絵がイメージを広げる。土の中のおいもの生活が自然に子どもたちの生活を振り返らせる。また、簡単に劇として演じることもできる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	合同出版	B03	絵でわかるこどものせいかつずかん3 おでかけのきほん
選定理由	おでかけする際の基本的な内容が、イラストを交えて分かりやすく紹介されており、将来の社会生活に活用できる内容となっている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	小学館	C01	ドラえもんちずかん1 にっぽんちず
選定理由	ドラえもん仲間たちが、日本を8つの地方に分けて、都道府県の名前とかたち、暮らしを紹介している。また、日本の季節ごとに咲く花や祭りを紹介している。イラストや写真がたくさん用いられていて、日本のことを楽しみながら学ぶことができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	ひかりのくに	C12	こどものずかんMio12 きせつとしぜん
選定理由	季節ごとに、「きせつ」と「しぜん」をテーマにし、四季の変化によって天気など空の様子や動物の生活の様子が写真やイラストで分かりやすく説明されている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	ひさかたチャイルド	D01	でんしゃでいこうでんしゃでかえろう
選定理由	校外学習や修学旅行での電車の利用を考え、選定した。様々な景色を味わうことができる。さらに、読み終えた後は、後ろから読み返していくことができ、何度も繰り返し楽しむことができる本である。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	ひかりのくに	J04	はじめてのずかん4 やさいとくだもの
選定理由	果物は季節ごとに、野菜は食べる部分ごとに、写真や絵で分類・紹介されているなど、果物や野菜に対する観察力を育て、理解を深める手助けとなるよう工夫されている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	戸田デザイン研究室	O09	とけいのえほん
選定理由	見開きの右に時計と時刻、左に1日の生活から切り取った場面などの絵が載っている。絵は児童が生活場面をイメージしやすい簡単なものとなっている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
体育	ひさかたチャイルド	A01	あかちゃんのための絵本 はみがきしゅわしゅわ
選定理由	ウサギやワニ等の動物が、おやつを食べた後に「しゅわしゅわ」と歯磨きをする。上、下、奥歯と磨き、最後に「くちゅくちゅべつ」とうがいをする。歯磨き指導としてやさしく示されており、保健指導として年間を通して活用していける内容である。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
体育	福音館書店	K01	日本傑作絵本シリーズ おふろだいすき
選定理由	様々な動物が出てくる様子が楽しく、入浴に興味をもつことができる。入浴に関心を高めるとともに、清潔指導につながる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
英語	戸田デザイン研究室	004	ABCえほん
選定理由	アルファベット26文字をシンプルな絵とともに紹介している。1字につき、単語と絵、大文字小文字、筆記体、発音が紹介され、基本を網羅している。また、発音はカタカナ、アクセントは太字で表記されていて分かりやすい。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
英語	あかね書房	103	あかね書房の学習えほん ことばのえほんABC
選定理由	ABCの頭文字ごとに描かれている絵を楽しみながら、英単語を学習できるように工夫されている。発音しやすいようにカタカナで発音が表記されていて読みやすい。ひらがなで単語の意味も並記されており、理解しやすい。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
英語	三省堂	C01	親子でうたう英語うたの絵じてん
選定理由	CD付きで、なじみのある歌を英語で歌いながら、正しい英語の発音にも触れて、グローバルな学習につなげることができる内容となっている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	ひかりのくに	F01	改定新版どうようえほん1
選定理由	小学部低学年で取り組む音楽が、イラスト付きで分かりやすく紹介しており、親しみやすい内容となっている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	ひかりのくに	O13	あそびのうたのほん CDつき
選定理由	音楽を使って、親子一緒に遊ぶための絵本。親子でできるように構成されており、CD付き12曲が収録されている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	グランまま	O03	うたえほんⅡ
選定理由	「うさぎとかめ」「きらきらぼし」など、全28曲が収録されていて、挿絵を見ながら歌うことができる。歌詞も平仮名と片仮名が中心で、児童にも読みやすい内容になっている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	ひかりのくに	O01	たのしいてあそびうたえほん
選定理由	「カレーライス」など31曲の歌が、手遊びの方法を説明する楽しい絵とともに取り上げられている。体や手の動きなど、歌に合わせた様々な動作が楽しめる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	ポプラ社	007	ドン！ドコ！ドン！たいこ
選定理由	たいこをバチで叩くと実際に音が出るため、児童が簡単に操作できる。収録曲も児童にとってなじみのある曲が多く、楽しく学習に取り組める。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	成美堂	002	DVDでひける！はじめてのピアノえほん②たのしいピアノのうた
選定理由	アニメ・クラシックなどの人気曲が収録されている。付属の「音符シール」をピアノの鍵盤に貼ることができ、簡単にメロディーを弾くことができる。全曲入りのDVDは、模範演奏に加え、ガイドメロディーつきの演奏も収録されている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
図画工作	ポプラ社	J01	クーとマーのおぼえるえほん1 ぼくのいるなあに
選定理由	カラフルで楽しい絵を見ながら、色が覚えられるように構成されていて、説明文も単純で分かりやすい。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
図画工作	学研	G07	あそびのおうさまBOOK はじめてぬるほん
選定理由	果物、野菜などの食べ物や生活道具などのイラストにクレヨンで自由に色を塗ることができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
図画工作	学研	G09	あそびのおうさまBOOK どんどんぬるほん
選定理由	薄暗い背景色になっており、色を塗りたい意欲がわく。塗ることで色が際立ち、なぞり描きの児童もどんどん塗りたくなる。色彩感覚や想像力を豊かに育むことができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
図画工作	学研	G08	あそびのおうさまBOOK はじめてきるほん
選定理由	食べ物・洋服・動物・虫などかわいらしいイラストを、はさみで切ったり、手でちぎったり、糊ではったりと工作ができるえほん。自由に使ってオリジナルの絵本を作ることができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
図画工作	学研	O02	あそびのおうさまBOOK はって
選定理由	身近なものや動物・植物、人の体などのイラストに、ハサミや手で切った色紙を、自分でイメージをふくらませて貼って楽しむことができる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
図画工作	ポプラ社	O01	いろいろのほん
選定理由	色づかいが綺麗で、本を実際に揺らしたり、触ったりして変化を楽しむことができる本である。卒業制作などでの活用もできる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
道徳	あかね書房	H01	かばくん・くらしのえほん1 かばくんのいちにち
選定理由	あいさつや1日の具体的な流れが示されている。繰り返し学習することにより、身の回りを整え規則正しい生活をするをねらいとした教材になっている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
道徳	偕成社	D01	ノタンあそぼうよ(1) ノタンぶらんこのせて
選定理由	友達との貸し借りをしたり、数を数えたりする体験を通して友達と仲よくし、助け合うことの大切さをねらいとした題材となっている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
道徳	グランまま	O06	ことばのえほん
選定理由	様々な人や活動の言葉に触れることができ、生活の幅を広げたり、この本を活用して友達や教員のふれあいを増やすことができる。この本を通じて、先生や学校の人々を敬愛したり、親しんだりして学級や学校の生活を楽しくすることをねらいとした内容となっている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
道徳	ひさかたチャイルド	D02	どうぞのいす
選定理由	友人を思いやることや、「譲る」という行動を体験することで、仲間を意識することを大切にした本であり、親切や思いやりをねらいとした道徳の教材として適している。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
道徳	福音館	K04	ぐりとぐらの絵本 ぐりとぐらの1ねんかん
選定理由	四季おりおりの行事や遊び、食べ物が沢山でてくるので、1年間の移ろいを季節とともに感じることができる。自分の国の季節を感じる中で郷土に対する愛着を感じることができる絵本である。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
道徳	偕成社	E01	ともだちや
選定理由	ともだちやの代金が「1じかん100えん」という表現から「時間」や「貨幣」の感覚を養うこともできるとともに、「友達って何だろう?」という問いの答えを考えさせる物語。友達と互いに理解し合い、信頼し合い、助け合うことの大切さを学ぶ本でもある。		

令和5年度選定教科用図書 選定理由書  
さいたま市立ひまわり特別支援学校

令和5年度使用 中学部 文部科学省著作教科書

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	東京書籍	音楽 C-711	音楽☆☆☆☆
選定理由	絵を多数用いて分かりやすい内容になっており、ゆっくり学んでいく生徒に適した内容になっている。		

令和5年度使用 中学部 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	偕成社	T06	エリック・カールの絵本 月ようびはなにたべる?-アメリカのわらべうた
選定理由	歌を歌いながら、曜日やいろいろな食べ物の名前を楽しく覚えられるように構成された絵本。繰り返しが多く、耳になじみやすいため興味・関心をもって見ることができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	ポプラ社	D05	ねずみくんの絵本1 ねずみくんのチョコッキ
選定理由	「いいチョコッキだね」「ちよっときせてよ」「ちよっときついがにあうかな」という繰り返しの会話でお話構成されており、動物が変わっていく流れがとても分かりやすい。絵も親しみやすい。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	好学社	A01	レオ・レオニの絵本 スイミー
選定理由	カラフルで楽しい絵で子どもたちの関心をひきやすく、分かりやすい文章で子どもたちにお話を伝えやすい内容となっている。また、魚たちのやり取りはいろいろなことを考えさせることができる内容となっている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
書写	あかね書房	A01	もじのえほん あいうえお
選定理由	ひらがな一つ一つに、「あひるあるいたあいうえお」のように言葉遊びの文が添えられていて、音声化しながら文字の学習につなげられる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
書写	同成社	B 02	ゆっくり学ぶ子のためのこくご入門編2(改訂版)(ひらがなの読み書き)
選定理由	ひらがなの書き順が分かりやすく記されており、差し替え本に比べ、見やすい構成となっている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
社会	あかね書房	H02	かばくん・くらしのえほん2 かばくんのおかいもの
選定理由	主人公のかばくんとともに買い物をする気分を味わいながら店の品物を学習する。花屋や魚屋などでどんな品物が売られているか、具体的な絵を見ながら理解することができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
社会	ひかりのくに	0 03	マナーやルールがどンドンわかる! 新装改訂版 みちかなマーク
選定理由	道路標識や日常生活で目にするマークがカラフルに記されており、分かりやすい内容となっている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
社会	福音館書店	L01	みちかなかがくシリーズ 町の水族館・町の植物園
選定理由	魚屋と八百屋を探検している内容で、小学校の生活科の内容に準拠している。魚屋と八百屋の店を細かく描いていて、具体的に学習できる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
社会	評論社	A01	スカーリーおじさんの はたらく人たち
選定理由	様々な場所での仕事の様子を動物が働く姿で描かれている。働く人達の様子と使われている道具等を知り、仕事への理解を深めることができる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
地図	小学館	C02	ドラえもんちずかん2 せかいちず
選定理由	ドラえもん仲間たちが、世界を6つの地域に分けて、国の名前や外国の人たちの暮らし、珍しい食べ物や動物などを紹介している。また、衣装、家、国旗等についても学ぶことができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
地図	戸田デザイン研究室	006	せかいちず絵本
選定理由	カラフルで子どもにも認識しやすいイラストと、絵本を読むのと同じ感覚で世界地図や世界の色々な知識に親しみ、学ぶことができる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
数学	偕成社	A02	エリック・カールかずのほん 1,2,3どうぶつえんへ
選定理由	子どもの大好きな動物たちが、汽車に乗って動物園に行くお話。貨車一台に1頭のゾウ、2匹のカバというように、動物の種類ごとに数を数えながら楽しく数字の学習ができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
数学	三省堂	A 04	三省堂こどもかずの絵じてん
選定理由	10までの数、時計、お金の数え方、「多い・少ない」について分かりやすくまとめられている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
数学	絵本館	A10	五味太郎の絵本10 かたち
選定理由	読み聞かせを聞きながら丸・三角・四角等の区別や認識ができるよう、かたちについて簡単な話と分かりやすいロボットや魔法使い等の絵で表現されている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
数学	講談社	H05	ブルーナのアイディアブック ミッフィーの1から10まで
選定理由	10までの数をなじみのあるキャラクターのミッフィーの行動を見ながら学習することができる。出てくる素材も身近なもので分かりやすく表現されている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
理科	学習研究社	N 01	ほんとおおきさ動物園
選定理由	対比表や実際の大きさの図説を用いることで、ほぼ実物大の大きさで動物を見ることができる絵本となっており、動物を理解する際の教材として分かりやすい。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
理科	フレーベル館	D03	ふしぎをためす科学図鑑かがくあそび
選定理由	自分たちでいろいろなものを作ったり、簡単にできる理科の実験を、科学的な考え方を身につけるように構成されており、実験のやりかた等が写真やイラストで分かりやすく示されている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
理科	ひかりのくに	I01	改訂新版 体験を広げるこどものずかん1 どうぶつえん
選定理由	「からだ」「くらし」「ゾウ・しまうまのなかま」などの項目別に体の特徴や一日の生活、同じ動物の仲間などを紹介している本である。生徒が関心をもてるような動物をテーマに構成されていて、興味を引きやすい内容となっている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	教育芸術社	005	5訂版 歌はともだち
選定理由	150曲以上の豊富なラインアップで、授業や行事など、ねらいや場面に合った曲を探しやすいように構成されている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	ドレミ楽譜出版社	002	保育名歌こどものうた100選
選定理由	古くから歌い継がれ親しまれてきた歌から新しい現代的な感覚の歌まで、100曲を収録している。幅広い分野の選曲で、子どもの興味・関心に合った曲を選び学習に使用したり、家族でも一緒に歌ったりすることができる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
美術	絵本館	A09	五味太郎の絵本9 いろ
選定理由	子どもが興味をもちやすい動物が登場し、簡単な言葉と短いストーリーで色が理解できるように工夫されている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
美術	偕成社	T03	エリック・カールの絵本(ぬりえ絵本) わたしだけのはらぺこあおむし
選定理由	「はらぺこあおむし」のぬりえ版である。子どもたちの好きなケーキやイチゴなどの食べ物、美しい蝶などのぬりえを楽しみながら、色彩感覚を伸ばさせていく工夫がなされている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
美術	福音館書店	E14	かがくのとも絵本 しんぶんしでつくるう
選定理由	新聞紙を引っ張ったり、くしゃくしゃ丸めたり、広げたり、ビリビリ破いたりする感触遊びから、家や迷路を作る遊びへと発展させていくことができるよう工夫されている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
美術	戸田デザイン研究室	008	6つのいろ
選定理由	赤青黄色の色を飲み込んでしまへびから6つの色が誕生するストーリーで、色の三原色のなりたちを表現している絵本。色の原理を分かりやすく学習できる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
保健体育	福音館書店	E16	かがくのとも絵本 みんなうんち
選定理由	大きいぞうは大きいうんち、小さいネズミは小さいうんちなど、いろいろな生き物が食べることもうんちをすることが分かる絵本である。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
保健体育	フレーベル館	G09	ひとのからだ
選定理由	現在使用している図書に比べ約20年ほど新しく、絵や写真が見やすく、子どもにとって分かりやすくなっている。身体各部位で情報が整理されていて、保健の学習に利用しやすい。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
保健体育	金の星社	E01	やさしいからだのえほん1 からだのなかはどうなっているの？
選定理由	人間の体について、各部位や内臓を強調した絵で説明された絵本である。「どうして体は動かせるのか」「どうして体があたたかいのか」等について、絵を見ながら学習できる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
保健体育	童心社	E02	かこさとしからだの本2 たべもののたび
選定理由	食べ物が体の中で消化され、栄養が体を丈夫にしたり大きくしたりするのに役立つことを描いた絵本。食べ物が擬人化されて、胃袋の公園や小腸のジェットコースターを旅するように描かれ、消化器官の働きを楽しみながら学習できる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
職業・家庭	三省堂	553	こども きせつのぎょうじ 絵じてん 第2版
選定理由	月々の身近な行事が絵などでとても分かりやすく載っており、行事の由来や歴史を知ることができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
職業・家庭	偕成社	Z01	子どものマナー図鑑(1) ふだんの生活のマナー
選定理由	日常生活の中での様々な場面でどのようなふるまいが良いのか、また片付けや手伝いの方法、電話などの対応の仕方などが細かく解説されている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
職業・家庭	ナツメ社	0 01	子どもの生きる力を育てるせいかつの絵じてん
選定理由	日常生活にかかわる内容がシンプルな絵でまとめられている。説明文章も含めて子どもたちにとって分かりやすい内容となっている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
職業・家庭	ひかりのくに	C10	こどものずかんMio10 たべもの
選定理由	いろいろな料理食材などを、たくさんの写真で紹介している。手作りバターの作り方を紹介したり、ケチャップやチョコレートの原料を問うクイズなどのページもあり、食べ物に関する興味を引き出す工夫がなされている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
外国語	成美堂出版	005	CDつき楽しく歌える英語のうた
選定理由	日本語で歌ってきた馴染み深い曲が英語で歌われているCDがついている。知っている曲でも、言葉やリズムの違いにより印象が変わることで新たな興味・関心を引き出すことができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
外国語	くもん出版	H02	CD付き英語カード あいさつと話しことば編
選定理由	英単語がカードで分けられるよう構成されている。あいさつや日常生活で使う英語の表現が盛り込まれており、分かりやすい内容となっている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
外国語	成美堂出版	0 07	小学生の英語レッスン 絵でみて学ぼう英会話
選定理由	絵がたくさん載っており、英単語と結び付けやすくなっている。また、CDを用いながら聞き取りや発声練習をすることができる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
道徳	評論社	C01	ピーター・スピアーの絵本1 せかいのひとびと
選定理由	国の違い、人種の違い、生活環境の違いを差別ではなくすばらしい個性ととらえることのできる内容となっている。大きな作りとなっており、見やすい。絵も綺麗である。内容が多様となっているため3年間を通じて学習できる内容となっている。各国の生活について学ぶことができ、国と郷土を理解し愛する態度を育むことができる。文章が短く、例が多いので分かりやすい構成になっている。		

令和5年度選定教科用図書 選定理由書  
さいたま市立ひまわり特別支援学校

令和5年度使用 高等部 文部科学省著作教科書

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	東京書籍	C-722	音楽☆☆☆☆
選定理由	国内外70曲以上の幅広い楽曲で構成されているため、授業や行事のねらいに合った曲を探しやすい。		

令和5年度使用 高等部 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	東洋館	002	くらしに役立つ国語
選定理由	発表や話し合い活動など、表現力に係わる教材を扱っているほか、電話でのやりとり、履歴書、定期券申込書の書き方など社会生活上必要な国語力の育成について、多く頁を割いている。内容も具体的で、端的にまとめてあり、分かりやすい。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
社会	東洋館	513	くらしに役立つソーシャルスキル
選定理由	自己を見つめたり、自分なりの考えを深めたりできるよう工夫されている。特に、「社会参加ときまり」について、日常的なものから、SNSに関するものまで、具体的な内容で幅広く構成されている。イラストをもとに書き込みができるようになっているなど、分かりやすく、学びも実感しやすい。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
数学	日本教育研	A02	ひとりだちするための算数・数学
選定理由	計量や時間、お金など、実生活の場面に即した身近な題材が多く取り入れられている。将来に向けて、支援を受けながらもより自立し、主体的な社会生活を目指すうえで、実体験を通して学習できるような構成になっている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
理科	世界文化社	A01	写真でわかるなぜなに1 どうぶつ
選定理由	動物が写真や絵で丁寧に表わされ、視覚より情報を受信する生徒にとって大変興味をもたせる工夫がなされている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
保健体育	少年社会新	507	ドキドキワクワク性教育(2)大切なからだ・こころ
選定理由	男性と女性の違い、大人と子供の違いがイラストで分かりやすく示されている。また、性についての知識や行動等も示されており卒業後の生活に生かすことのできる内容である。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
職業	日本教育研	507	ひとりだちするための進路指導
選定理由	自分に合った進路決定を進めていくうえで、自己理解からはじまり、実習中の生活や卒業後の余暇まで包括的な内容で構成されている。イラスト入りでイメージしやすく、他の教科とも結びつけながら学習できることが期待できる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
家庭	開隆堂出版	002	職業・家庭 たのしい家庭科 わたしたちのくらしに生かす
選定理由	衣服や食事、掃除など生活の中の内容が端的にまとまっている。また、文字が大きくイラストも多く、視覚的な情報を生徒に提示しやすく本校の実態に即している。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
家庭	合同出版	B04	絵でわかるこどものせいかつずかん4 おつきあいのきほん
選定理由	生活をする上で、自分の周りの人たちと、どのように関わっていけば良いのかを、具体的に場面をイラストで紹介されており、視覚的にも学習できるため、学習効果が期待できると考える。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
家庭	東洋館	505	ひとりだちするためのビジネス&コミュニケーション
選定理由	「家庭生活における健康管理と余暇」についてや「衣食住の生活」における衣服の選択など学校生活だけでなく、卒業後の生活において、必要なノウハウが分かりやすくまとめられている。立ち居振舞いなど、やや難しい概念もイラスト入りで、書き込みができるようになっていて学びを実感しやすい。		

(教育委員会会議資料)

# さいたま市立 さくら草特別支援学校

- 1 令和5年度使用教科用図書選定方針
- 2 令和5年度選定教科用図書一覧表
- 3 令和5年度選定教科用図書選定理由書

## 令和5年度使用教科用図書選定方針

さいたま市立さくら草特別支援学校

- 1 特別支援学校学習指導要領及びさいたま市特別支援学校教育課程編成要領の趣旨を踏まえていること。
- 2 本校の学校教育目標「夢と希望をもち、自らの力を発揮し、共に生きる子どもを育てる」を達成するために、児童生徒一人ひとりの実態に沿い、個々の学習課題に基づく指導目標の達成に適した教科用図書であること。
- 3 市教育委員会通知「令和5年度さいたま市立特別支援学校教科用図書の選定基準等について」を踏まえ、小・中学部においてはさいたま市選定の小中学校用検定教科書、及び文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。その上で児童生徒の実態に即し、学校教育法附則第9条の規定による図書として一般図書を選定すること。
- 4 高等部教科用図書はすべて学校教育法附則第9条の規定による図書として選定する。小・中学部と同様に、生徒の実態に即し、教育目標の達成上適切な図書として一般図書を選定すること。
- 5 選定にあたっては、公正かつ適正の確保に万全を期すること。

以上の方針のもと、教科用図書の選定を行う。

令和5年度使用 小学部 文部科学省著作教科書 一覧表

さいたま市立さくら草特別支援学校 小学部

教科書 教科名	発行者	書名
国語	東京書籍	こくご ☆
国語	東京書籍	こくご ☆☆
国語	東京書籍	こくご ☆☆☆

算数	教育出版	さんすう ☆
算数	教育出版	さんすう ☆☆(1)
算数	教育出版	さんすう ☆☆(2)
算数	教育出版	さんすう ☆☆☆

音楽	東京書籍	おんがく ☆
音楽	東京書籍	おんがく ☆☆

令和5年度使用 小学部 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書 一覧表

さいたま市立さくら草特別支援学校 小学部

教科書 教科名	発行者	書名
国語	戸田デザイン	あいうえおえほん
	福音館書店	こどものとも絵本 ぞうくんのさんぼ
	偕成社	木村裕一・しかけ絵本(1) みんなみんなみ一つけた
	偕成社	あかちゃんのおそびえほん(3) いただきますあそび
	福音館書店	こどものとも絵本 そらいろのたね
	偕成社	エリック・カールの絵本 はらぺこあおむし

地図	平凡社	新版はじめまして にほんちず
----	-----	----------------

算数	金の星社	あかちゃんとおかあさんの絵本 ハティちゃんのいち・に・さん
	金の星社	あかちゃんとおかあさんの絵本 ハティちゃんのまる・さんかく・しかく
	あかね書房	単行本 さわってあそぼうふわふわあひる
	こぐま社	こぐまちゃんえほん別冊 さよならさんかく
	偕成社	エリック・カールかずのほん 1, 2, 3 どうぶつえんへ
	小学館	21世紀幼稚園百科6 かずあそび1・2・3
	講談社	ブルーナ アイディアブック ミッフィーの1から10まで

生活	偕成社	あかちゃんのあそびえほん(1)ごあいさつあそび
	くもん出版	生活図鑑カード たべものカード
	偕成社	ノタンあそぼうよ(8) ノタンあわぶくぶくぷぶふう
	福音館書店	幼児絵本シリーズ やさいのおなか
	あかね書房	けんちゃんとおそぼう1 のってのって
	福音館書店	かがくのとも絵本 しゃぼんだまとあそぼう
	福音館書店	こどものとも絵本はじめてのおつかい
	ひかりのくに	新装版KIDS2112たべものひゃっか
	偕成社	五味太郎・しかけ絵本(1) きいろいのはちょうちよ
	金の星社	ひとりのできるもん！4うれしいごはん、パン、めん料理
	戸田デザイン	昆虫とあそぼう
	世界文化社	写真でわかるなぜなに1 どうぶつ
	金の星社	ひとりのできるもん！10 おしゃれなおかし作り

音楽	グランまま	うたえほん
	永岡書店	どうぶつタンバリンリズムえほん
	ひかりのくに	改訂新版どうようえほん1
	大日本絵画	メロディーえほん ICピアノえほん四季のどうようー12ヶ月
	ひかりのくに	改訂新版どうようえほん2
	三起商行	ミキハウスの絵本 ポカポカフレンズたいこでポン

図画工作	金の星社	あかちゃんとおかあさんの絵本 このいろなあに
	あかね書房	単行本 さわってあそぼうふわふわあひる
	ポプラ社	いろいろのほん
	絵本館	五味太郎の絵本9 いろ
	偕成社	エリック・カールの絵本くまさんくまさんなにみてるの？
	国土社	たのしい図画工作14 こすりだし・すりだし
	国土社	たのしい図画工作16 ちぎり絵・きり絵・はり絵
	偕成社	エンバリーおじさんの絵かきえほん しもんスタンプでかいてみよう

道徳	文研出版	ジョイフルえほん傑作集 りんごがドスーン
	偕成社	ノタンとあそぼうよ(1) ノタンぶらんこのせて
	福音館書店	ぐりとぐらの絵本 ぐりとぐらの1ねんかん

保健	ひかりのくに	こどものずかんMio9ひとのからだ
	偕成社	子どもの健康を考える絵本(4) からだがすきなたべものなあに？

令和5年度使用 中学部 文部科学省著作教科書 一覧表

さいたま市立さくら草特別支援学校 中学部

教科書 教科名	発 行 者	書 名
国語	東京書籍	国語 ☆☆☆☆
国語	東京書籍	国語 ☆☆☆☆☆

数学	教育出版	数学 ☆☆☆☆
数学	教育出版	数学 ☆☆☆☆☆

音楽	東京書籍	おんがく ☆☆☆
音楽	東京書籍	音楽 ☆☆☆☆
音楽	東京書籍	音楽 ☆☆☆☆☆

令和5年度使用 中学部 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書 一覧表

さいたま市立さくら草特別支援学校 中学部

教科書 教科名	発 行 者	書 名
国語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編1(改訂版) (表象形成・音韻形成・発声・発音)
	こぐま社	ことばあそびの絵本 ふたたぬききつねねこ
	偕成社	五味太郎・言葉図鑑(10) なまえのことば
	岩崎書店	五味太郎のことばとかずの絵本 ことばのあいうえお

社会	くもん出版	生活図鑑カード 生活道具カード
	偕成社	安全のしつけ絵本(1) きをつけようね
	あかね書房	かばくん・くらしのえほん2 かばくんのおかいもの

地図	戸田デザイン研究室	せかいちず絵本
----	-----------	---------

数学	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」1 (量概念の基礎、比較、なかま集め)
	ポプラ社	絵本・いつでもいっしょ2 どうぶつなんびき?
	小学館	デコボコえほん かずをかぞえよう!
	絵本館	五味太郎の絵本 かずのえほん1・2・3
	岩崎書店	五味太郎のことばとかずの絵本 かずの絵本

理科	岩崎書店	絵本図鑑シリーズ8 やさいのずかん
	学研	はっけんずかん どうぶつ改訂版
	岩崎書店	かいかたそだてかたずかん4 やさいのうえかたそだてかた

音楽	グランまま	うたえほんⅡ
	ひかりのくに	改訂新版どうようえほん3
	くもん出版	CD付き 楽器カード

美術	岩崎書店	ひとりのできる手づくりBOX しぜんて工作しよう
	学研	あそびのおうさまBOOK はじめてぬるほん
	小学館	あーとぶっく ひらめき美術館第1館

保健体育	偕成社	子どもの健康を考える絵本(5) こんなときどうするの？
	金の星社	やさしいからだのえほん1 からだのなかはどうなっているの？
	小学館	21世紀幼稚園百科11 からだのふしぎ

職業家庭	評論社	スカーリーおじさんの はたらく人たち
	評論社	さわってあそぶコロちゃんのうじょう
	金の星社	ひとりのできるもん！5 すてきなおかし作り

外国語	戸田デザイン研究室	ABCえほん
	あかね書房	あかね書房の学習えほん えいごえほんぞうさん がっこうに行く
	あかね書房	あかね書房の学習えほん えいごえほんぞうさんのピクニック

道徳	ナツメ社	子どものいきる力を育てるせいかつの絵じてん
----	------	-----------------------

令和5年度使用 高等部 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書 一覧表

さいたま市立さくら草特別支援学校 高等部

教科書 教科名	発 行 者	書 名
国語	岩崎書店	五味太郎のことばとかずの絵本 漢字の絵本
外国語	成美堂出版	CDつき楽しく歌える英語のうた
職業家庭	偕成社	子どものマナー図鑑(3) でかけるときのマナー

令和5年度選定教科用図書 選定理由書

さいたま市立さくら草特別支援学校

令和5年度使用 小学部 文部科学省著作教科書

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	東京書籍	国語 C-121	こくご ☆
選定理由	挿絵を手がかりに児童の興味・関心のある事柄を用いて、繰り返し学習することができ、実態に合っている。段階に沿って系統性のある学習ができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	東京書籍	国語 C-122	こくご ☆☆
選定理由	文字が大きく、注目しやすい。話の内容に合わせて挿絵が描かれているページが多く、児童の興味・関心を得やすい。段階に沿って系統性のある学習ができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	東京書籍	国語 C-123	こくご ☆☆☆
選定理由	挿絵が多く、注目しやすい。色々な言葉が使われており、物の名前だけでなく言葉の使い方も楽しめる。段階に沿って系統性のある学習ができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
算数	教育出版	算数 C-121	さんすう ☆
選定理由	算数の第一段階「ある・ない」から学ぶことができ、実態に合っている。段階に沿って系統性のある学習ができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
算数	教育出版	算数 C-122	さんすう ☆☆(1)
選定理由	数の概念が育つように挿絵やイラストで興味を持ちやすい構成である。段階に沿って系統性のある学習ができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
算数	教育出版	算数 C-123	さんすう ☆☆(2)
選定理由	足し算。引き算の基礎的な力が育つように、挿絵やイラストで興味を持ちやすい構成である。段階に沿って系統性のある学習ができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
算数	教育出版	算数 C-124	さんすう ☆☆☆
選定理由	四則計算につながる、簡単な計算の例題も多く掲載されている。繰り返し同じような例題が続く、学習の定着につながるような工夫がされている。段階に沿って系統性のある学習ができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	東京書籍	音楽 C-121	おんがく ☆
選定理由	かわいらしいイメージを膨らませやすい挿絵やイラストが多く、親しみやすい。音楽の基礎となる手拍子や身体表現の力が育ちやすいように構成されている。段階的に系統的な学びが初歩的に学習することができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	東京書籍	音楽 C-122	おんがく ☆☆
選定理由	イメージしやすい季節の挿絵や絵描き歌、動物の鳴き声など、身近な物から音楽に親しみやすい。音楽の基礎となる手拍子や身体表現の力が育ちやすいように構成されている。段階的に系統的な学びが発展的に学習することができる。		

令和5年度使用 小学部 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	戸田デザイン	003	あいうえおえほん
選定理由	五十音を1文字ずつシンプルな絵とともに紹介され、例えば「あ」の頁では足の絵とともに文字が書かれ、実物と一体となってイメージしやすく、視覚的に楽しみながら身につけられる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	福音館書店	H13	こどものとも絵本 ぞうくんのさんぽ
選定理由	大きなぞうが、次々と動物を背中に乗せて散歩する話。ストーリーが簡単で繰り返しがあるので分かりやすい。ぞうの上に次々と動物が乗る絵や、「ドボーン」という音といっしょに池に落ちる絵は楽しい。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	借成社	W01	木村裕一・しかけ絵本(1)みんなみんなみーつけた
選定理由	動物たちのかくれんぼがテーマで、繰り返しのおもしろさがあり、興味をもたせやすい。絵がソフトで親しみやすく、動物の形等を切り抜いたしかけで、ストーリーの展開が意外なものでさらにひきつけられる内容になっている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	借成社	R03	あかちゃんのおそびえほん(3) いただきますあそび
選定理由	イラストで描かれた動物たちのいろいろなごちそうを食べるしぐさが、絵本のしかけになっている。動物たちと一緒に「いただきます」を楽しんでいるうちに、自然に食事のマナーが身に付くようになっている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	福音館書店	A01	こどものとも絵本 そらいろのたね
選定理由	種から芽を出して育つ植物のように、そらいろのたねから出てきた小さな家が、だんだん大きくなっていく様子が描かれている。次々に登場する動物が家に入っていく、大きくなる様子が楽しくわかりやすい。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	借成社	T01	エリック・カールの絵本 はらぺこあおむし
選定理由	キャラクターとして児童が知っていて親しみやすい。色彩感豊かな絵本である。思わず触れたいくなる果物の穴や耳障りのよい「ぺっこ、ぺっこ」の繰り返し言葉など、様々なアイデアが盛り込まれており、児童の興味・関心を得やすい。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
地図	平凡社	B02	新版はじめまして にほんちず
選定理由	日本の各地方が、北海道から九州までイラストで紹介され、それぞれの特産物や有名な観光地、史跡などが楽譜・イラスト付きで紹介されている。ワンポイントアドバイスや指導法も盛り込まれており、わかりやすい。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
算数	金の星社	B02	あかちゃんとおかあさんの絵本 ハティちゃんのいち・に・さん
選定理由	数に初めて興味を持たせる段階で用いる読み聞かせ絵本。絵がシンプルで分かりやすく、色彩もカラフルで、視覚からの理解もしやすい。読み聞かせ文は、「1、いち、いちごがいつこ」等、リズムカルで口ずさみやすい。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
算数	金の星社	B03	あかちゃんとおかあさんの絵本 ハティちゃんのまる・さんかく・しかく
選定理由	子どもが興味をもてるように、かわいいキャラクターを、丸、三角、四角に図形化している。絵は、はっきりした色使いになっている。「まんまるまるまる」など、リズムカルな文で読み聞かせしやすい。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
算数	あかね社	001	単行本 さわってあそぼうふわふわあひる
選定理由	丸、三角、四角、等の形を実体験しながら学習ができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
算数	こぐま社	E01	こぐまちゃんえほん別冊 さよならさんかく
選定理由	日常的に目にするものを通して学ぶ形と色の本。くまの子が、わらべ唄「さよならさんかく」の歌に合わせ、形から色、色から形へ興味をつなげていくことができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
算数	偕成社	A02	エリック・カールかずのほん 1, 2, 3 どうぶつえんへ
選定理由	子どもの大好きな動物たちが、汽車に乗って動物園に行くお話。貨車1台に1頭のゾウ、2ひきのカバというように、動物の種類とともに数を数えながら数字を覚えていくことができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
算数	小学館	B06	21世紀幼稚園百科6 かずあそび1・2・3
選定理由	10までのかずを様々な写真やイラストで表現し、把握できるようになっている。数唱や単位、加減操作等も意識した構成になっていて、小学1年生の内容と関連が明記されている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
算数	講談社	H05	ブルーナのアイデアブック ミッフィーの1から10まで
選定理由	1から10までの数がとても見やすいイラスト付きで描かれており、子どもたちにとってわかりやすい絵本である。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	偕成社	R01	あかちゃんのあそびえほん(1) ごあいさつあそび
選定理由	「こんにちは」「ありがとう」などのあいさつ言葉をしかけ絵本で楽しくまとめている。しかけ自体も、子どもが操作しやすいように、大型で壊れにくく、子どもが遊びながら楽しくあいさつ言葉を学べるようになっている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	くもん出版	B01	生活図鑑カード たべものカード
選定理由	なじみのあるご飯、パンだけでなく、給食で出ているカレーライスやスパゲッティ、味噌汁やサラダなどのイラストを見ながら学ぶことができる。本児は食への興味関心が高く、摂食指導にも適している。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	偕成社	D08	ノンタンあそぼうよ(8) ノンタンあわぶくぶくぶくふう
選定理由	どろんこノンタンはお風呂が嫌い。でも、仲間たちが泡だらけになってかくれんぼをすると、ノンタンも喜んで体を洗う。体の各部位を見て、動物の名前当てを楽しんだり体を清潔に保つ意味を考えたりすることができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	福音館書店	B09	幼児絵本シリーズ やさいのおなか
選定理由	「これ なあに」のくりかえしの問いかけに、次のページに期待がふくらむ。やさいの切り口をおなかにたとえ、白黒の影絵と色刷りの実物絵を対比しながら楽しめる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	あかね書房	E01	けんちゃんにあそぼう1 のってのって
選定理由	主人公のけんちゃんの服装や乗っている様子などから乗り物の名前を予想させ、次のページでは、その乗り物に乗ったけんちゃんを登場させている。自分で考えたり発見したりしながら、乗り物の名前を覚える楽しさがある。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	福音館書店	E20	かがくのとも絵本 しゃぼんだまとあそぼう
選定理由	しゃぼんだまと遊ぼう、しゃぼんだまと踊ろう。たくさんのしゃぼんだまの中で遊んでいる子どもたちの姿がとてもかわいい。しゃぼんだまの液を作り、いろいろな道具を使ってしゃぼんだま遊びをしたくなる工夫がある。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	福音館書店	H56	こどものとも絵本はじめてのおつかい
選定理由	はじめてのおつかいに行く女の子が、失敗しながらもおつかいを成功させる話。女の子の不安な気持ちと、無事におつかいを終えて母親の姿を見た安堵感が、子どもたちに共感をうみやすい内容になっている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	ひかりのくに	K09	新装版KIDS2112たべものひやつか
選定理由	肉・野菜・お菓子などのジャンルに分けられた食べ物がたくさんの写真とイラストで解説付きで構成されている。その食べ物ができるまでについても図示されている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	偕成社	V01	五味太郎・しかけ絵本(1) きいろいのはちょうちょ
選定理由	蝶の形の穴が開いたしかけ絵本。黄色の蝶が信号や風船等に変化する意外性が子どもを引き付けるとともに色に対する想像力を高めていく工夫がされている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	金の星社	F04	ひとりできるもん！4うれしいごはん、パン、めん料理
選定理由	食への興味関心が高く、学習に繋げることができる。絵や写真を見るだけでも十分に楽しむことができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	戸田デザイン	010	昆虫とあそぼう
選定理由	身近な野山にいる子どもたちの好きな昆虫を、大きな絵と平易な親しみやすい文章で説明したり、イメージを膨らませたり、いろいろと工夫ができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	世界文化社	A01	写真でわかるなぜなに1 どうぶつ
選定理由	テレビや動物園でみる動物や、犬や猫など身近な動物の不思議について、写真や絵で解説されている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
生活	金の星社	F01	ひとりできるもん！10 おしゃれなおかし作り
選定理由	なじみのあるご飯、パンなどがたくさんの写真を見て学ぶことができる。食べ物への興味の幅を広げることができる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	グランまま	002	うたえほん
選定理由	26曲が収録されている絵本。親が子に歌ってあげるタイプの歌が多く、絵を見ながら楽しめる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	永岡書店	534	どうぶつタンバリンリズムえほん
選定理由	振って叩いて音が出るメロディつきサウンド絵本。本からモジュールを取り出して使用することができる。童謡のメロディが12曲も入っているので、学習にも繋げることができる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	ひかりのくに	F01	改訂新版どうようえほん1
選定理由	長く歌い継がれてきた童謡から、新しい最近の歌まで収録されている。楽しいイラストが、イメージを広げてくれる。楽譜にコード名も付け加えられている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	大日本絵画	A01	メロディーえほん ICピアノえほん四季のどうようー12ヶ月
選定理由	音の出るキーボードの付いたしかけ絵本。3月「うれしいひなまつり」から2月「ゆき」まで、季節に合わせた12曲の童謡が収められており、楽譜もあるので、自分で弾いて楽しむこともできる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	ひかりのくに	F02	改訂新版どうようえほん2
選定理由	伝統的な童謡から新しい歌まで収録され、どれも親しみの持てるものばかりである。イラストもページによって工夫されている。楽譜にコード名が付け加えられている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	三起商行	516	ミキハウスの絵本 ポカポカフレンズたいこでポン
選定理由	たいこ絵本。3段階の評価機能付きで「ひかりガイド」と「音ガイド」に合わせて太鼓をタイミングよく叩くと、正解の太鼓が鳴って楽しむことができる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
図画工作	金の星社	B04	あかちゃんとおかあさんの絵本 このいろなあに
選定理由	ちぎり絵、貼り紙などの絵と読み聞かせがしやすい問いかけも含めた文章とで構成されている。みかんはオレンジいろ、そらはあおいろなど、身近な素材と色を結びつけ、子どもにいろいろな色を認識させる内容になっている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
図画工作	あかね書房	001	単行本 さわってあそぼうふわふわあひる
選定理由	柔らかい布やぬいぐるみの毛等の素材を触りながら、形への興味を引き出せる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
図画工作	ポプラ社	001	いろいろのほん
選定理由	「色」をテーマに、ページをめくりながら、色の重なりやその不思議さ、楽しさを体験することができる。「どうだい」「うよー」などの表現方法も面白い。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
図画工作	絵本館	A09	五味太郎の絵本9 いろ
選定理由	指導者が話をしながら子どもに色の認識を持たせられるように配慮されている。話の内容は、簡単な言葉で短いストーリー仕立てになっている。子どもが興味を持ちやすいように、身近な動物を登場させている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
図画工作	借成社	T04	エリック・カールの絵本くまさんくまさんなにみてるの？
選定理由	色遊び、動物当て遊びなどの楽しさを盛り込まれている。特に、色使いの素晴らしさは子どもたちの興味を引き付ける工夫がなされている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
図画工作	国土社	B14	たのしい図画工作14 こすりだし・すりだし
選定理由	こすりだしやすりだしの基本的な技法を紹介した本。こすりだしたり、すりだしたりした材質はそれだけでも美しいが、それから夢と想像力が豊かにはぐくまれるような楽しい工夫がなされている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
図画工作	国土社	B16	たのしい図画工作16 ちぎり絵・きり絵・はり絵
選定理由	紙の特徴を生かしたいろいろな表現方法の紹介から始まり、紙の種類や紙以外の物(木の葉等)を使った貼り紙の技法をわかりやすく紹介している。全ページカラー印刷で、見て楽しめるようにも作られている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
図画工作	借成社	F01	エンバリーおじさんの絵かきえほん しもんスタンプでかいてみよう
選定理由	指にいろいろな色のインクをつけて紙におしたものがしもんスタンプ。点や線を書き加えるといろいろな絵がかける。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
道徳	文研出版	A16	ジョイフルえほん傑作集 りんごがドスン
選定理由	大きなりんごが空からドスンと落ちてきて、もぐらやキツネ、次々と出てくる動物たちがおいしそうにみんなで食べると、大きな傘ができあがるストーリー。友だちと仲良く協力していくやさしい気持ちにふれることができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
道徳	借成社	D01	ノンタンとあそぼうよ(1) ノンタンぶらんこのせて
選定理由	ぶらんこを独り占めするノンタンも仲間たちとのかかわりの中で約束を取り決め、仲良く遊べるようになるストーリーから、ルールについて、仲間とのかかわりについて学習することができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
道徳	福音館	K04	ぐりとぐらの絵本 ぐりとぐらの1ねんかん
選定理由	なじみのある絵本。ぐりとぐらの1年間の家庭生活や学校生活を通して、学んできた四季を感じることができる。リズムカルな文章と大きいサイズの絵本も良い。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
保健	ひかりのくに	C09	こどものずかんMio9ひとのからだ
選定理由	挿絵が柔らかく、イラストなどがあり、分かりやすく学ぶことができる。ひとのからだのようすや働き、人間と動物の違いもよく分かるものとなっている。低学年という実態にも合っている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
保健	借成社	J04	子どもの健康を考える絵本(4) からだがすきなたべものなあに？
選定理由	イラストを見たり、読み聞かせを行ったりする中で、身体の好きな食べ物を知ることができる。		

令和5年度選定教科用図書 選定理由書  
さいたま市立さくら草特別支援学校

令和5年度使用 中学部 文部科学省著作教科書

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	東京書籍	国語 C-721	国語 ☆☆☆☆
選定理由	全ページがカラー印刷されており、挿絵も多く生徒の興味関心を持たせやすい。段階に沿って系統性のある学習ができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	東京書籍	国語 C-722	国語 ☆☆☆☆☆
選定理由	全ページがカラー印刷されており、挿絵も多く生徒の興味関心を持たせやすい。「読み」「書き」の基本を定着させる学習課題が豊富に掲載されている。段階に沿って系統性のある学習ができる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
数学	教育出版	数学 C-721	数学 ☆☆☆☆
選定理由	数量の基礎的な力が育つよう、丁寧に数の学習を行うことができる。段階に沿って系統性のある学習ができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
数学	教育出版	数学 C-722	数学 ☆☆☆☆☆
選定理由	数量の基礎的な力が育つよう、丁寧に数の学習を行うことができる。数の初歩的な概念を理解できた生徒にさらに発展的な学習を進めることができる。段階に沿って系統性のある学習ができる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	東京書籍	音楽 C-123	おんがく ☆☆☆
選定理由	音楽の基礎となる手拍子や身体表現の力が育ちやすいように構成されている。段階的に系統的な学習をすることができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	東京書籍	音楽 C-721	音楽 ☆☆☆☆
選定理由	様々な曲が取り上げられている。生徒の実態に応じて、段階的に系統的な学習をすることができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	東京書籍	音楽 C-722	音楽 ☆☆☆☆☆
選定理由	様々な曲が取り上げられており、歌唱から器楽まで幅広く扱われている。生徒の実態に応じて、段階的に系統的な学習をすることができる。		

令和5年度使用 中学部 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	同成社	B01	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編1(改訂版) (表象形成・音韻形成・発声・発音)
選定理由	イラストと言葉の一致を増やすことができる。生活言語の語彙、やりとりが広がりつつある実態であり、より幅広い語彙や言い回し、正しい発音などを学ぶのに合致していたため。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	こぐま社	D01	ことばあそびの絵本 ぶたためききつねねこ
選定理由	しりとりあそびの本。しりとりをしながらページをめくると、ものの名前と絵で次々に話がつながっていき、言葉遊びの面白さを伝えてくれる。ものの名前に興味をもち始めた子どもに、名前を使った遊び方を紹介してくれる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	借成社	010	五味太郎・言葉図鑑(10) なまえのことば
選定理由	自分をとりまくあらゆる事物や物の名前を取り上げている。総称した名称と個の名称を通して、それらと関連したことばあそびができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	岩崎書店	E03	五味太郎のことばとかずの絵本 ことばのあいうえお
選定理由	五十音の一語ごとに、ひらがなとカタカナ、ローマ字、その語のつく名詞が表されている。「い」の場合「いたい」のように、日常生活の中でよく使われるものが取り上げられており、分かりやすい絵が理解を助けている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
社会	くもん出版	B07	生活図鑑カード 生活道具カード
選定理由	日常生活で使う「箸」「歯ブラシ」などの道具が絵カードになっている。裏面に道具の名前と説明が記載されていて、自分で読むこともできるようになっている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
社会	借成社	S01	安全のしつけ絵本(1) きをつけようね
選定理由	交通安全のルールを楽しみながら学べるように、しかけ絵本としてまとめている。曲がり角、坂道などの危険な場所や状況について、見開き2ページを使って説明し、しかけをめくると事故が起こりそうになっている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
社会	あかね書房	H02	かばくん・くらしのえほん2 かばくんのおかいもの
選定理由	主人公のかばくんとともに買い物をしたら休憩をしたりする気分を味わいながら店の品物を学習する。花屋や魚屋などで、どのような品物が売られているかを、それぞれの店の具体的な絵を通して理解することができる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
地図	戸田デザイン	006	せかいちず絵本
選定理由	地球上の大陸、国、歴史、風土、気候の違いや時差、動物まで、世界の様々な事象を視覚的にわかりやすく紹介している。山の高さや湖の広さ比べ、「行ってみたいところ」の紹介など、楽しく世界地図が学習できる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
数学	同成社	C01	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」1 (量概念の基礎、比較、なかま集め)
選定理由	具体物とイラストの併用を授業の中で行うことができる。現在学習している仲間分けのものとの比較などをより発展させて、生活に活かせる算数の基礎作りに適していると考えたため。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
数学	ポプラ社	N02	絵本・いつでもいっしょ2 どうぶつなんびき?
選定理由	野原にははじめはこぐまが1匹、次に2匹のきりんがやってくる。どんどん動物が集まってきて増えていく様子が楽しい数の認識絵本。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
数学	小学館	D02	デコボコえほん かずをかぞえよう!
選定理由	視覚に困難さがあっても、指で触れながら数を数えることができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
数学	絵本館	D02	五味太郎の絵本 かずのえほん1・2・3
選定理由	10までの数の習得を目的に構成された絵本。1から10までの数字とその数の絵を見開き両ページを使って楽しい絵で示されている。絵を見て、お話をしながら、数の学習をすることができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
数学	岩崎書店	E04	五味太郎のこぼとかずの絵本 かずの絵本
選定理由	数が主人公となっている。1～10までの数を具体物を見ながら、種類ごとに数え方が違うことを意識できるようになっている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
理科	岩崎書店	F08	絵本図鑑シリーズ8 やさいのずかん
選定理由	日常目にすることの多い野菜や畑の様子、花や種子を分かりやすい絵で描いた本。季節ごとに描かれ、地下の根や茎の様子もわかるようになっている。読み進めるごとに子どもの興味が増す内容になっている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
理科	学研	502	はっけんずかん どうぶつ改訂版
選定理由	動物の名前や生態、特徴が分かる「窓開けしかけ」の絵本図鑑。しかけをめくると、動物が動いたり、巣の中がのぞけたり、季節が変わったりする部分が、子どもの興味・関心をひく内容となっている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
理科	岩崎書店	C04	かいかたそだてかたずかん4 やさいのうえかたそだてかた
選定理由	野菜作りが子どもから大人まで親しめるように絵を多く用いている。野菜を食べるところで(実、根、葉)で分類し、苗作り、畑の準備、直播き、植え付け、手入れ、収穫別に解説している。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	グランまま	003	うたえほんⅡ
選定理由	「うさぎとかめ」「おかあさん」などの全26曲が収録されている。優しい感じの挿絵を見ながら楽しく歌うことができる。小学校1年生で使用した教科書の続編であり、系統的に学ぶこともできる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	ひかりのくに	F03	改訂新版どうようえほん3
選定理由	「いぬのおまわりさん」「おべんとうばこのうた」「ぞうさん」等、子どもに親しまれている歌いやすい童謡が、20曲収められている。各ページには美しい色彩で歌に合わせた絵が描かれ、歌の内容の理解を助けている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
音楽	くもん出版	G03	CD付き 楽器カード
選定理由	オーケストラで使われている楽器25種類と和楽器6種、計31種の楽器の写真カードを見ながら、CDによって演奏を聴くことができる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
美術	岩崎書店	G12	ひとりのできる手づくりBOX しぜんて工作しよう
選定理由	小枝や落ち葉、石や砂など、身近にある自然の素材を使って、楽しい装飾品やゲームなどの作り方が、絵や写真で紹介されている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
美術	学研	G07	あそびのおうさまBOOK はじめてぬるほん
選定理由	果物・野菜・食べ物・生活道具などかわいらしいイラストに、クレヨンなどで自由に色を塗ることができる絵本。自由に使ってオリジナルの絵本を作ることができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
美術	小学館	N01	あーとぶっく ひらめき美術館第1館
選定理由	ピカソ・ゴッホ・ゴッガン・ルノワール・モネ・ダリ等30の作品がのせられている。美術館館長結城昌子による解説とおし、感じることや創造することを楽しむことができる一冊。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
保健体育	借成社	J05	子どもの健康を考える絵本(5) こんなときどうするの？
選定理由	絵本とイラストで分かりやすく学ぶことができる。小学校5年生の保健と関連性もあり、系統的に学ぶことができる。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
保健体育	金の星社	E01	やさしいからだのえほん1 からだのなかはどうなっているの？
選定理由	人間の体について、各部位や内臓器官などを強調した絵を用いて説明した絵本。「なぜ、いろいろな運動ができるのか」「どうして体はあたたかいのか」など、子どもが抱く疑問に、絵を指し示しながら答えることができる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
保健体育	小学館	B11	21世紀幼稚園百科11 からだのふしぎ
選定理由	人間のからだ(しくみとはたらき)についての不思議を、絵入りでわかりやすく説明している。子どもが抱く疑問・質問に答える形でわかりやすく解説がなされている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
職業家庭	評論社	A01	スカーリーおじさんの はたらく人たち
選定理由	町や海岸、空港、家の中等、様々な場所での仕事の様子が、動物が働く姿で描かれている。働く人たちの姿とそこで使われている道具等を通して、様々な仕事への理解を深め、興味・関心を引き出す工夫がなされている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
職業家庭	評論社	505	さわってあそぶコロちゃんのうじょう
選定理由	視覚に困難さがあっても、触って素材に触れながら学習することができる。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
職業家庭	金の星社	F05	ひとりのできるもん！5 すてきなおかし作り
選定理由	テレビの子ども向け人気番組が本になったもので、16種類のお菓子が紹介されている。材料の分量や手順が絵や文で説明されているので分かりやすい。完成品が写真に載っているためイメージしやすい。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
外国語	戸田デザイン	004	ABCえほん
選定理由	アルファベット26文字をシンプルな絵とともに紹介。1文字につき、単語と絵、大文字小文字、筆記体、発音が紹介され、基本を網羅している。また、発音はカタカナ、アクセントは太字で表記されていて分かりやすい。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
外国語	あかね書房	107	あかね書房の学習えほん えいごえほんぞうさん がっこうにいく
選定理由	学校へ行くことで使用する物や身近な動物、あいさつ、日常表現、時間の読み方などが掲載されており、新学習指導要領に示された知的障害特別支援学校中学部「外国語」で使用することも可能である。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
外国語	あかね書房	106	あかね書房の学習えほん えいごえほんぞうさんのピクニック
選定理由	主人公のぞうさんが、ピクニックに出かける途中で出会うさまざまな事柄が英語で表現されている。場面ごとに簡単な会話も取り入れ、ストーリーを楽しみながら英語を覚えられるようになっている。		

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
道徳	ナツメ社	001	子どものいきる力を育てるせいかつの絵じてん
選定理由	気持ちよく暮らすためのヒントや日常生活の中で基本的な生活場面などが、イラストとともに分かりやすく解説されている。身近な生活に関する絵を提示しながら場面を話し合うことで、マナーやルール等、課題に応じた学習をすることができる。		

令和5年度選定教科用図書 選定理由書  
さいたま市立さくら草特別支援学校

令和5年度使用 高等部 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書

教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
国語	岩崎書店	E01	五味太郎のことばとかずの絵本 漢字の絵本
選定理由	漢字を単に文字として覚えるのではなく、漢字の持つ楽しさや成り立ちなどが絵とともにわかりやすく表されている。木、本、休など関連する文字や春夏秋冬が一つのまとまりとして配列され、覚えやすくなっている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
外国語	成美堂出版	005	CDつき楽しく歌える英語のうた
選定理由	雰囲気だけ楽しんでいた英語曲の歌詞とその意味を解説した絵本である。CDがついており正しい発音が身に付く。全曲の楽譜がついている。		
教科名	発行者	教科書の記号・番号	書名
職業家庭	借成社	Z03	子どものマナー図鑑3 でかけるときのマナー
選定理由	生活をする上でのルールを「マナー」として捉え、電車やバスに乗る、ホテルに泊まるなど具体的な場面ごとにイラストと文字で説明されており、わかりやすい。		